

大月市 第3次地域福祉計画

平成30年3月

大月市

はじめに

近年、少子高齢化の進行や、家族の在り方の多様化、ライフスタイルの変化等により、地域とのつながりが希薄化する等、地域を取り巻く環境は変化しており、孤独死や生活困窮、虐待等の社会問題も全国的なものとなっています。このような中で、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる環境の整備が求められているといえます。

平成29年の社会福祉法の改正により、市町村地域福祉計画の策定が努力義務になりました。福祉は与えるもの、与えられるものというように「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち、ともにささえあいながら暮らすことのできる地域共生社会の実現についても定められ、地域福祉がますます重要になってきています。

このような中で、本市においては、平成20年3月に「大月市第1次地域福祉計画」を策定して以来、地域福祉に関する各種施策を展開してきましたが、平成25年3月に策定した「大月市第2次地域福祉計画」が平成29年度で終了すること、また、国における法整備の変化や社会環境の変化を受けて、この度、「大月市第3次地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、これから地域福祉に求められる地域共生社会の実現のため、「みんなでつくるささえあいの福祉のまち 大月」を基本理念とし、「ともにささえあう地域づくり」、「だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり」「すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり」を基本目標としています。理念、目標の達成に向けて、市民、地域、関係団体、行政等、様々な主体が協力して取り組んでいくことが必要と考えていますので、今後もより一層のご理解とご協力を願っています。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました大月市第3次地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、関係団体の皆様、住民福祉懇談会に参加いただいた皆様、そしてアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

大月市長 石井由己雄

目次

第1 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 計画の策定経過	4
第2 地域福祉を取り巻く大月市の現状	6
1 人口及び世帯の状況	6
2 子どもを取り巻く状況	12
3 高齢者を取り巻く状況	16
4 障害のある人を取り巻く状況	21
5 災害時要援護者登録	23
6 地域を取り巻く状況	24
7 アンケート結果からみる大月市の地域福祉の状況	26
第3 計画の基本的な考え方	32
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本目標	33
3 施策の体系	34
第4 施策の方向	35
1 ともにささえあう地域づくり	35
2 だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり	40
3 すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり	43
第5 計画の推進にむけて	45
1 協働による計画の推進	45
2 計画の進行管理・評価	45
資料編	46
1 大月市第3次地域福祉計画策定の経過	46
2 大月市第3次地域福祉計画策定委員会設置要綱	48
3 大月市第3次地域福祉計画策定委員会委員名簿	49

第1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の急速な少子高齢化の進行や家族の在り方の多様化等により、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。高齢者・障害者・子どもへの虐待や生活困窮の問題等、様々な社会的な問題が生じており、福祉に求められるニーズは多様化・複雑化しています。

このような中で、障害の有無や性別、年齢などにかかわらず、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりや、地域の住民が互いに思いやりをもってささえあうまちづくりといった地域福祉の推進が求められています。

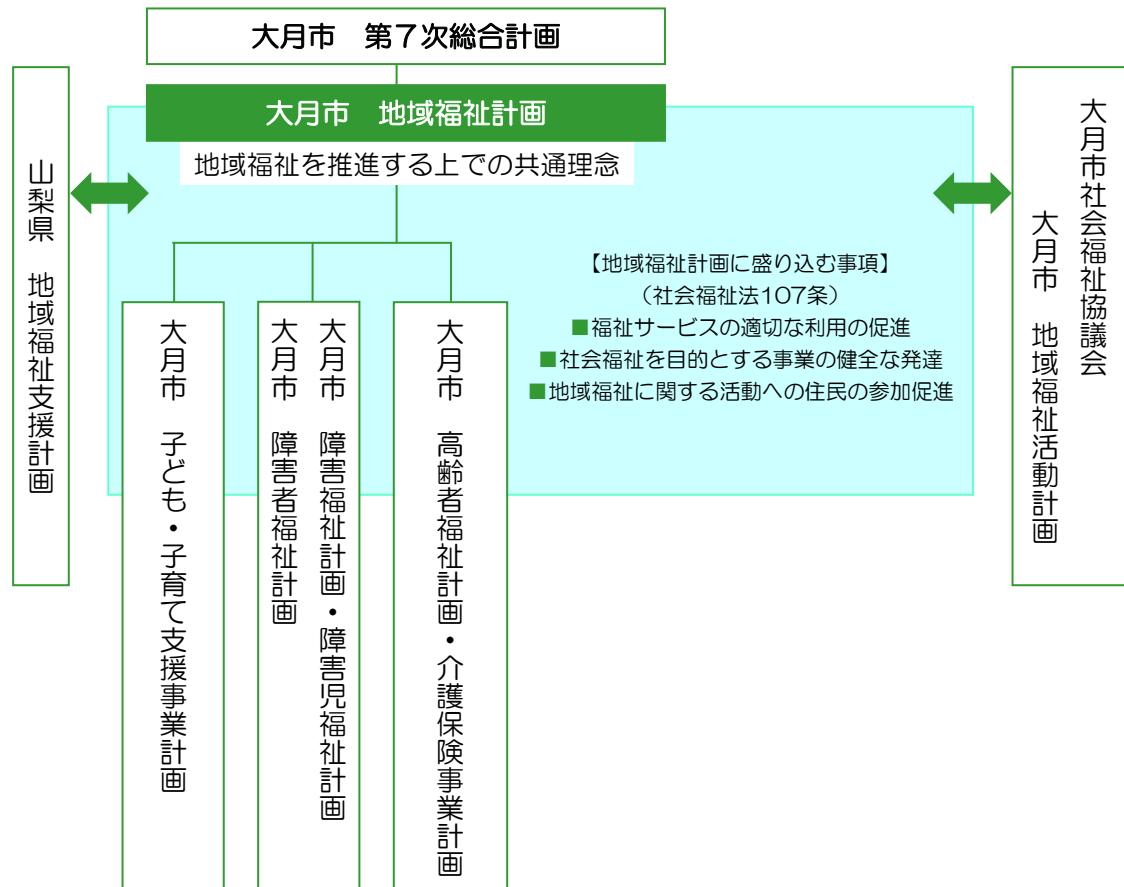
平成29年には社会福祉法第107条が改正され、任意とされていた地域福祉計画の策定が努力義務となりました。策定に際しては、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する福祉計画の「上位計画」として位置づけられるものとされています。また、改正社会福祉法第106条の3第1項においては、（1）地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取り組み、（2）様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、（3）相談機関の協働、ネットワーク体制の整備等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを努力義務とする「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現について定められており、地域福祉の考え方の重要性は高まってきているといえます。

大月市では、平成20年3月に「大月市第1次地域福祉計画」を策定し、平成25年3月に「大月市第2次地域福祉計画」を策定しました。平成29年度をもって、第2次地域福祉計画が計画期間を満了することから、地域を取り巻く社会環境や生活課題の変化を踏まえつつ、「大月市第3次地域福祉計画」の策定を行います。

2 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられ、本市における地域福祉の方向性の総合的な指針となるものです。

また、大月市第7次総合計画を上位計画とし、大月市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、大月市障害者福祉計画、大月市障害福祉計画・障害児福祉計画、大月市子ども・子育て支援事業計画などの個別・分野別計画や対象者ごとの個別施策についての地域福祉の視点、地域福祉を推進する上での共通する理念・方針を明らかにし、その推進方向と具体的な推進施策等を定めるものであり、総合計画と個別・分野別計画の中間に位置づけられる計画です。



【大月市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係】

社会福祉協議会は、地域住民やボランティア団体などの参加と協働による地域福祉活動計画を策定し、民間の立場から地域福祉の充実を進めています。

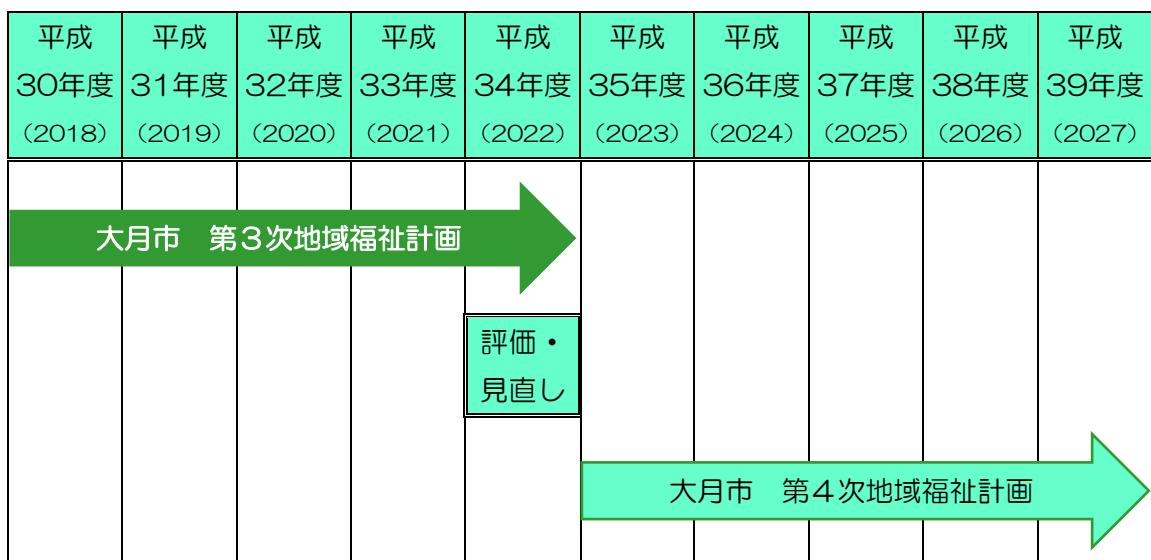
地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に重要な役割を果たすものであり、平成30年度からの第3次地域福祉活動計画との密接な連携を図ります。

【市民との関係】

市民（市内に住所を有し、通勤又は通学する個人及び市内で事業活動その他の活動を行う個人又は法人その他の団体）により、それぞれの役割に応じた多様な地域活動が行われています。地域福祉計画は、市民が地域福祉の推進・充実を図る際の指針として利活用されなければならないものと考えます。

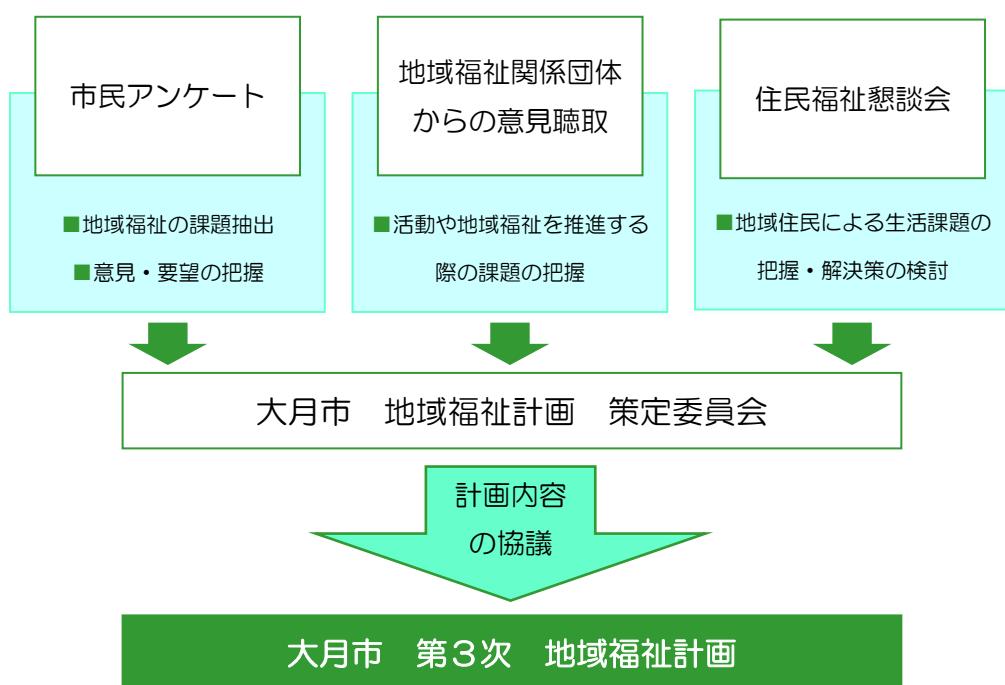
3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度（2022年度）までの5年間とし、最終年度の平成34年度（2022年度）に本計画の評価・見直し及び次期計画の策定を行います。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、見直しを行うこととします。



4 計画の策定体制

市民参画による計画づくりを行うため、地域の主役である市民の意見や考えを基本にして、以下の枠組みの中で計画策定に取り組みました。



5 計画の策定経過

(1) 市民アンケート

市民に対して福祉への意識やボランティア活動状況、福祉サービス、地域づくりに関するアンケートを実施し、意見等を把握しました。

①調査期間

平成29年7月20日（木）～平成29年8月10日（木）

②調査方法

郵送配布・郵送回収

③対象者

大月市に在住する20歳以上の男女

④回収結果

発送数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
2,000件	798件	39.9%	798件	39.9%

※有効回収とは、回収数から白票などの無効票を除いたもの

(2) 住民福祉懇談会

地域福祉の在り方や地域の課題等に関する考え方や意見を把握するために、地域住民のワークショップ形式による住民福祉懇談会を実施しました。大月市社会福祉協議会の主催により、地区社協の単位で実施しています。

<平成28年度>

地区	日時	会場	参加者数
笛子	平成29年 2月10日（金）午後 1時30分	笛子出張所	24名
初狩	平成29年 2月16日（木）午後 2時30分	初狩出張所	23名
真木	平成29年 1月28日（土）午後 7時00分	真木中央公民館	25名
大月	平成29年 2月 4日（土）午後 1時30分	総合福祉センター	28名
賑岡	平成29年 2月 4日（土）午前10時00分	総合福祉センター	71名
七保	平成29年 2月 4日（土）午後 6時30分	七保出張所	26名
瀬戸	平成29年 2月 4日（土）午後 6時30分	七保出張所	12名
猿橋	平成29年 2月 4日（土）午後 7時00分	猿橋出張所	39名
富浜	平成29年 2月 4日（土）午後 1時30分	富浜出張所	54名
梁川	平成29年 2月11日（土）午後 2時00分	梁川出張所	34名

<平成29年度>

地区	日時	会場	参加者数
笹子	平成29年 12月13日（水）午後 7時30分	笹子出張所	32名
初狩	平成29年 11月17日（金）午後 7時00分	初狩出張所	37名
真木	平成29年 12月13日（水）午後 7時00分	真木中央公民館	18名
大月	平成29年 11月26日（日）午後 1時30分	総合福祉センター	30名
賢岡	平成29年 12月 2日（土）午後 1時30分	総合福祉センター	68名
七保	平成29年 12月 2日（土）午後 6時30分	七保出張所	12名
瀬戸	平成29年 12月 2日（土）午後 6時30分	七保出張所	6名
猿橋	平成29年 11月25日（土）午後 7時00分	猿橋出張所	31名
富浜	平成29年 12月 4日（月）午後 1時30分	富浜出張所	24名
梁川	平成29年 11月18日（土）午後 2時00分	梁川出張所	27名

(3) 地域福祉関係団体からの意見聴取

地域福祉の現状や今後の在り方を検討するために、地域における地域福祉活動の主要な担い手である福祉関係団体に対して意見を聴取し、計画策定の資料としました。

<実施団体>

- ・大月市ボランティア協議会
- ・大月市障がい者福祉の会
- ・大月市民生委員児童委員協議会
- ・大月市老人クラブ連合会

(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、市民から広く意見を聴取することを目的に、パブリックコメントを実施しました。

<実施方法・結果>

①募集期間

平成30年2月7日（水）～平成30年2月28日（水）まで

②対象者

- ・市内在住、在勤、在学の方
- ・市内に事務所・または事業所を有する個人および法人その他団体
- ・この計画案に利害関係を有する方

③提出意見数

0件（応募意見はありませんでした）

(5) 策定委員会

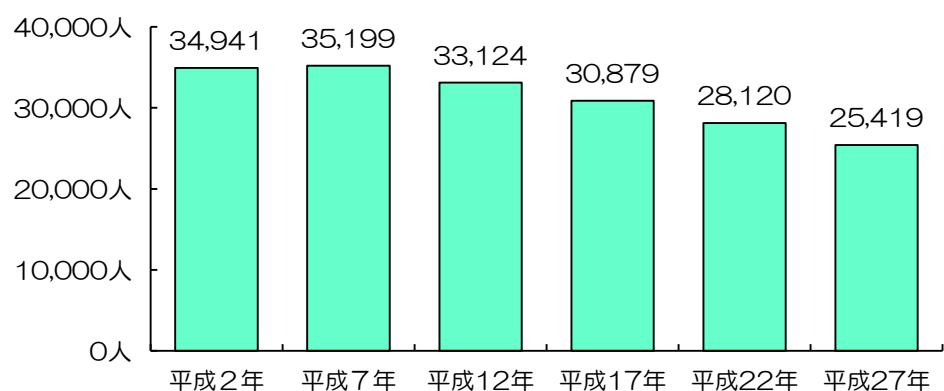
地域福祉に関する活動を行っている方、学識経験者等で構成される策定委員会を実施し、地域福祉計画について内容を協議しました。

第2 地域福祉を取り巻く大月市の現状

1 人口及び世帯の状況

(1) 総人口

国勢調査による本市の総人口の推移をみると、平成7年までは微増傾向でしたが、それ以降は減少に転じて、平成27年では25,419人となっています。平成2年と比較すると9,522人の減少となっています。



資料：国勢調査

(2) 総世帯

総世帯の推移をみると、平成7年までは増加していましたが、それ以降は減少に転じて、平成27年では9,804世帯となっています。

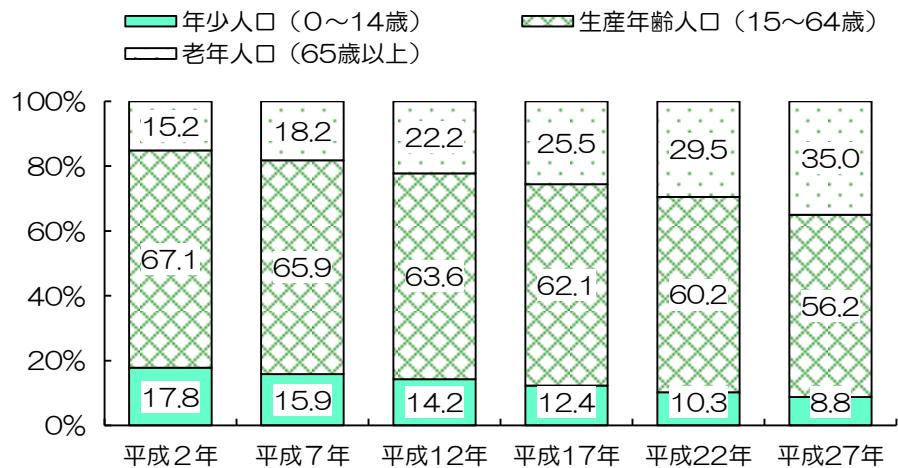
また、1世帯あたりの世帯員の数では、平成2年が3.4人／世帯でしたが、平成27年では2.6人／世帯となっています。



資料：国勢調査

(3) 年齢3区分別人口比率

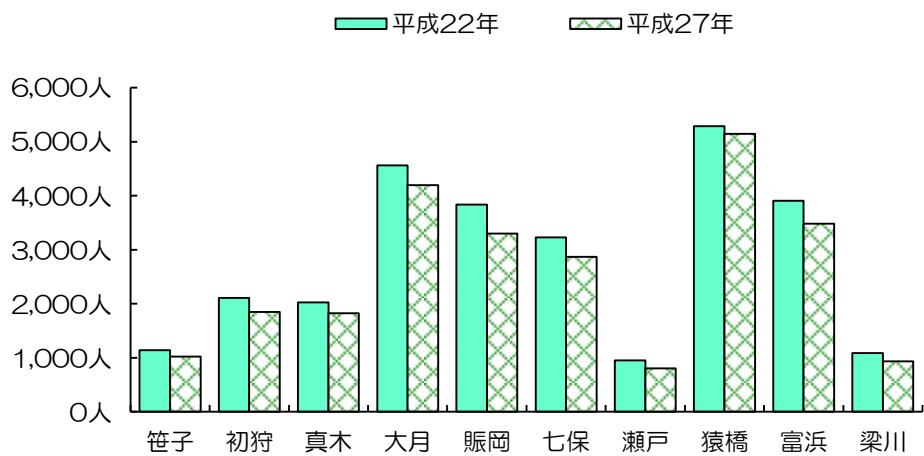
年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し続けています。一方、老人人口の割合は増加し続けており、平成7年には年少人口の割合を上回り、平成27年では35.0%と、3割を超えました。



資料：国勢調査

(4) 地区別人口

地区別人口をみると、平成27年では「猿橋地区」が最も多く、5,143人です。どの地区も平成22年より減少しています。



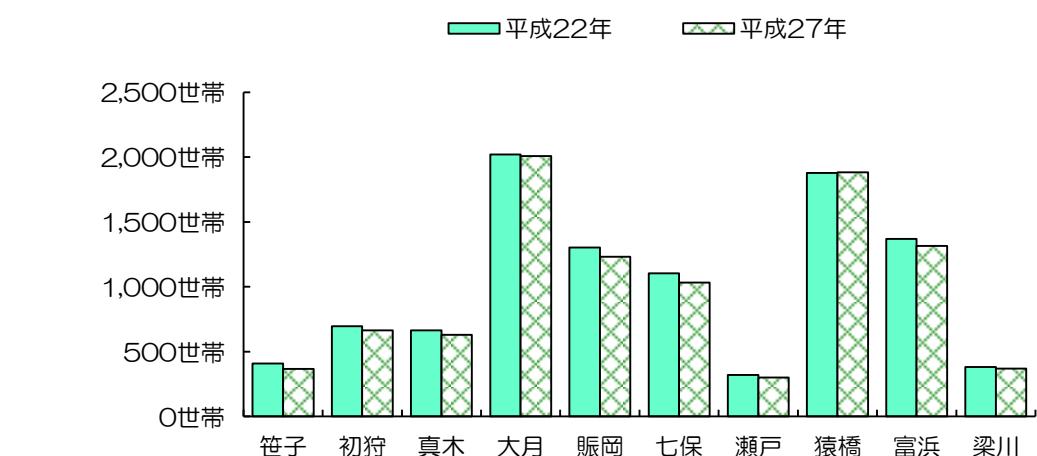
(人)

	笹子	初狩	真木	大月	賑岡	七保	瀬戸	猿橋	富浜	梁川
平成22年	1,140	2,106	2,025	4,560	3,836	3,227	951	5,285	3,904	1,086
平成27年	1,025	1,845	1,826	4,193	3,298	2,868	806	5,143	3,482	933

資料：国勢調査

(5) 地地区別世帯

地区別世帯数をみると、平成27年では「大月地区」が最も多く、2,009世帯です。「大月地区」では「猿橋地区」に比べて核家族やひとり暮らし世帯などが多いことがうかがえます。
「猿橋地区」を除く地区で平成22年より減少しています。

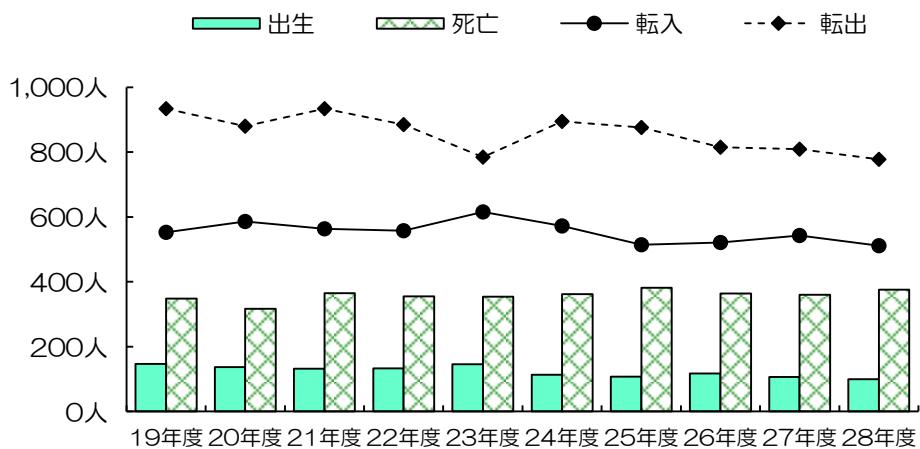


	笹子	初狩	真木	大月	賑岡	七保	瀬戸	猿橋	富浜	梁川
平成22年	409	697	665	2,022	1,304	1,105	320	1,878	1,369	382
平成27年	366	664	631	2,009	1,233	1,032	301	1,882	1,316	370

資料：国勢調査

(6) 人口動態

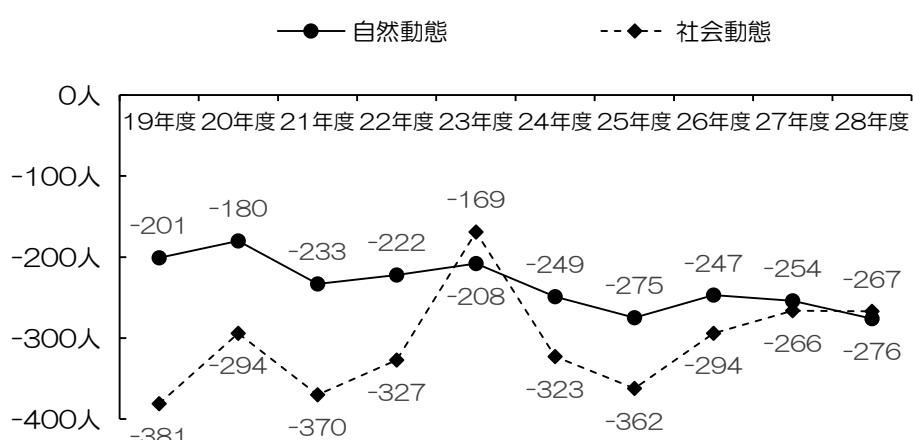
出生数の推移をみると、平成23年度には少し増加したものの、以降は減少し続け、平成28年度には100人となっています。一方、死亡数は300人後半の数字で増減を繰り返しています。



	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
出生	147	137	132	133	146	113	107	117	106	100
死亡	348	317	365	355	354	362	382	364	360	376
転入	553	586	564	558	616	572	514	521	543	511
転出	934	880	934	885	785	895	876	815	809	778

資料：市民課調べ（各年度末現在）

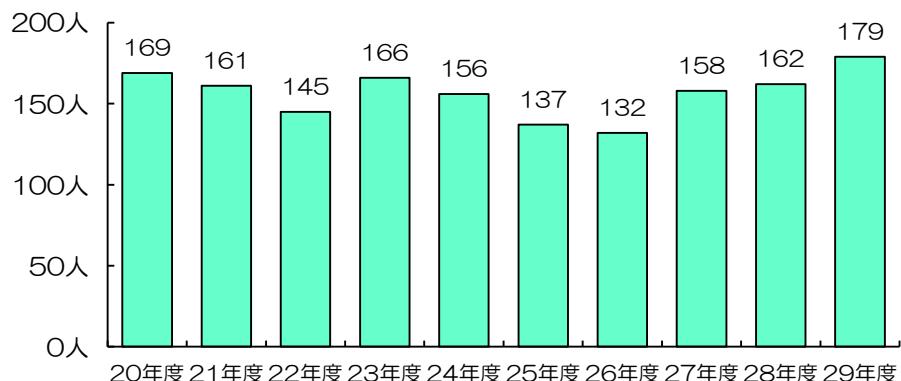
出生数、死亡数から算出される自然動態は、いずれの年も死亡数が上回っています。
 転入数、転出数から算出される社会動態は、いずれの年も転出数が上回っています。
 自然動態と社会動態による人口の増減をみると、いずれも人口減少となるマイナス値になっており、特に社会動態による減少が多くなっています。



資料：市民課調べ（各年度末現在）

(7) 外国人登録人口

外国人登録人口の推移を国別にみると、平成29年度ではベトナムが最も多くなっています。合計数の推移をみると、増減を繰り返しており、平成29年度では179人となっています。



(人)

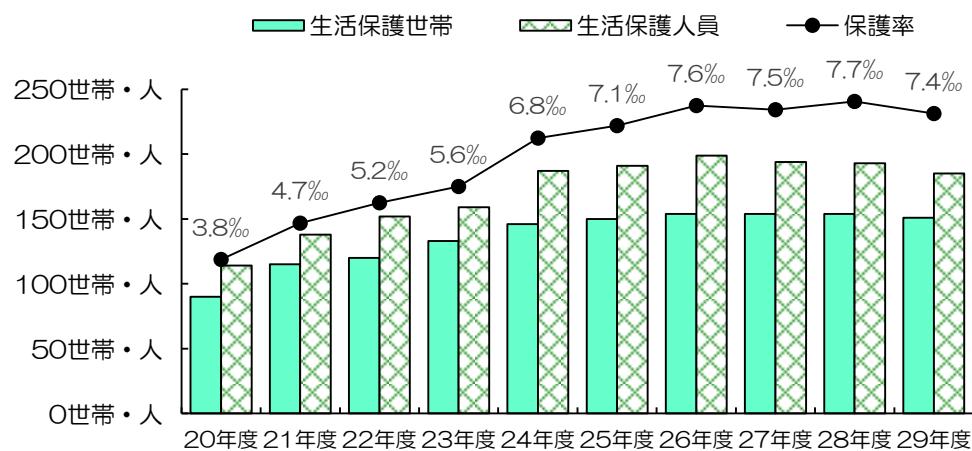
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
韓国または朝鮮	22	20	17	18	19	17	16	17	17	19
中国	30	27	27	41	50	39	32	35	34	37
フィリピン	46	48	42	38	29	27	28	32	34	35
ベトナム	19	17	15	21	23	26	30	42	47	53
米国	5	6	6	6	7	5	5	6	4	4
ブラジル	30	18	13	12	4	3	3	2	3	4
フランス	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
英国	2	3	3	2	2	2	2	2	3	3
ドイツ	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0
カナダ	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
タイ	2	1	1	3	2	2	2	2	2	2
ペルー	0	2	2	0	0	0	0	1	1	1
バングラディシュ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
オーストラリア	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
インドネシア	9	10	14	18	10	9	8	10	7	10
他・無国籍	2	6	3	4	10	7	6	8	10	10
合計	169	161	145	166	156	137	132	158	162	179

資料：市民課調べ（各年度末現在・平成29年度は7月末現在）

(8) 生活保護

生活保護を受けている人員は増加傾向であり、平成29年度では185人と、平成20年度に比べて約1.6倍となっています。

保護率をみると、増加傾向で推移し、平成29年度では7.4%となっています。



	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
世帯	90	115	120	133	146	150	154	154	154	151
人員	114	138	152	159	187	191	199	194	193	185

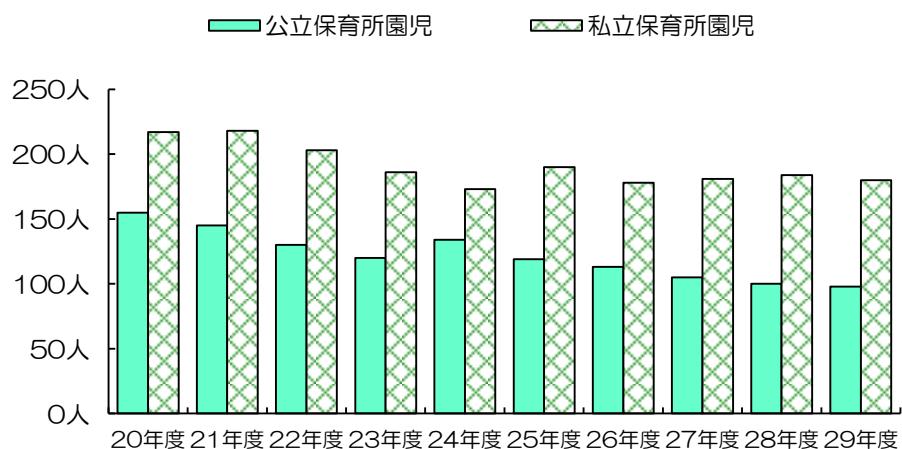
資料：福祉課福祉総務担当調べ（各年度末現在・平成29年度は7月末現在）

保護率は人口千人に対して何人が生活保護を受けているかの比率、
‰（パーセント・千分の一）の単位で表す

2 子どもを取り巻く状況

(1) 保育所園児

保育園については、公立・私立があります。園児数は、公立保育園は平成20年度以降減少傾向にあり、平成29年度では98人となっています。私立保育園は平成20年度以降増減を繰り返しており、平成29年度では180人となっています。



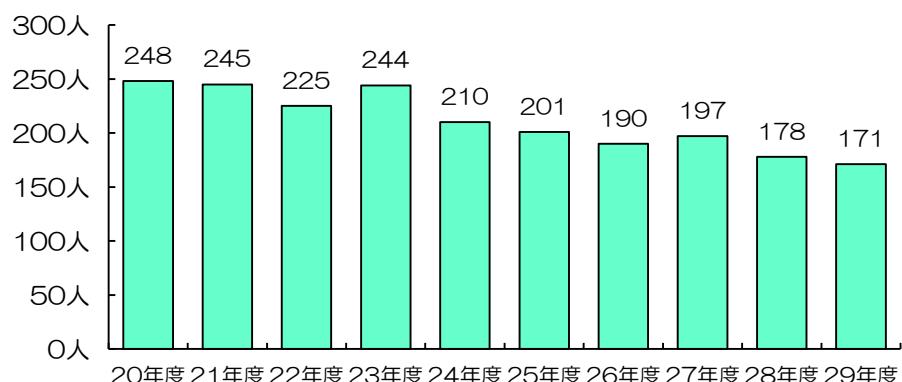
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
公立	155	145	130	120	134	119	113	105	100	98
私立	217	218	203	186	173	190	178	181	184	180

資料：福祉課子育て支援担当調べ（各年4月1日現在）

平成24年度から受託を含む

(2) 幼稚園児

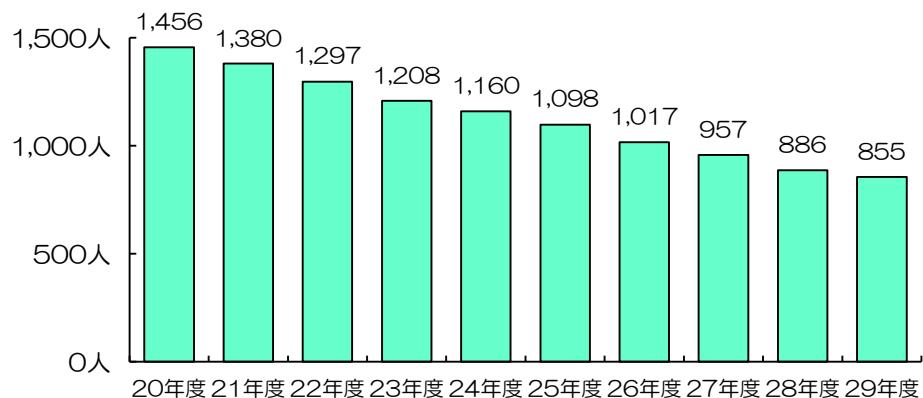
幼稚園については、私立のみあります。園児数は平成20年度以降減少傾向にあり、平成29年度では171人となっています。



資料：学校基本調査調べ（各年5月1日現在）

(3) 小学校児童

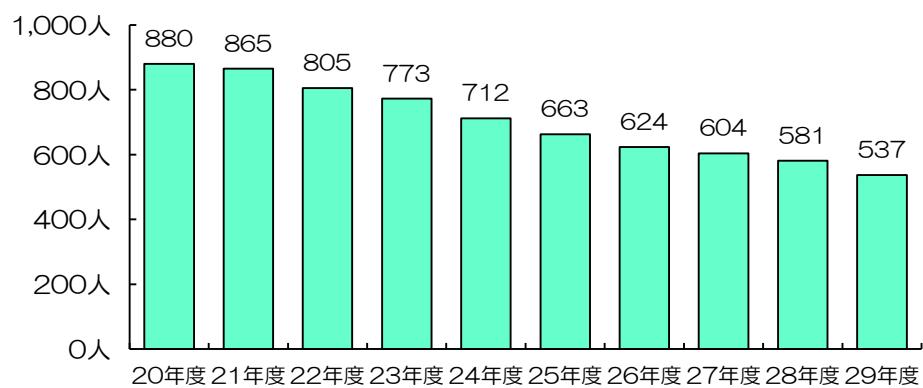
小学校については、現在市内に5校あります。児童数は平成20年度以降減少傾向にあり、平成29年度では855人となっています。



資料：学校基本調査調べ（各年5月1日現在）

(4) 中学校生徒

中学校については、現在市内に2校あります。生徒数は平成20年度以降減少傾向にあり、平成29年度では537人となっています。



資料：学校基本調査調べ（各年5月1日現在）

(5) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの状況は、平成28年度の開設が7か所で、利用人数は223人となっており、2クラブで定員を上回っています。なお、障害のある児童の受け入れがいずれも可能です。

(人)

	定員	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
たんぽぽクラブ	30	20	20	21	28	31	32	33	34	28
ひまわりクラブ 平成21年6月まで	30	42	-	-	-	-	-	-	-	-
ひまわりクラブⅠ 平成21年7月から	40	-	45	46	48	40	37	37	37	40
ひまわりクラブⅡ 平成21年7月から	40	-	7	21	36	37	21	20	30	32
風の子クラブ 平成27年度まで	20	18	15	20	18	11	11	9	12	-
つくしんぽクラブⅠ 平成20年6月から 平成25年度まで	30	30	25	22	21	22	21	-	-	-
つくしんぽクラブⅡ 平成20年6月から 平成25年度まで	20	12	18	20	20	24	13	-	-	-
やえざくらⅠクラブ 平成26年度から	40	-	-	-	-	-	-	21	26	38
やえざくらⅡクラブ 平成26年度から	40	-	-	-	-	-	-	19	29	41
さくらんぼクラブ 平成17年度から 平成27年度まで	30	24	28	28	34	25	19	16	13	-
ももくらの里クラブ 平成18年度から 平成26年度まで	20	9	14	10	9	10	7	3	-	-
なのはな 平成21年度から	20	-	7	7	12	19	22	20	19	19
たきご 平成22年度から	20	-	-	20	20	21	22	22	23	25
合計	-	155	179	215	246	240	205	200	223	223

資料：福祉課子育て支援担当調べ（各年度末現在）

(6) 家庭児童相談員相談事業

家庭児童相談員による相談件数は、平成19年度以降、増減を繰り返しており、平成28年度には284件となっています。平成28年度では分類されない「その他」が163件と最も多く、次いで「家族関係」が87件などとなっています。

(件)

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
性格・生活	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0
知能・言語	0	2	0	0	0	10	0	1	0	0
学校生活	16	24	35	26	26	94	59	87	54	26
家族関係	104	137	117	189	140	189	142	129	110	87
環境・福祉	0	0	0	0	4	19	13	3	9	6
心身障害	1	1	9	4	9	0	0	4	6	2
その他	31	45	35	62	66	99	118	73	115	163
合計	153	209	196	281	245	414	332	297	294	284

資料：福祉課 子ども家庭総合支援センター（各年度末現在）

(7) 虐待通告

虐待通告件数は、平成19年度以降、増減を繰り返しており、平成28年度には17件となっています。通告のあった虐待については、いずれの年度も、全て対応にあたっています。

(件)

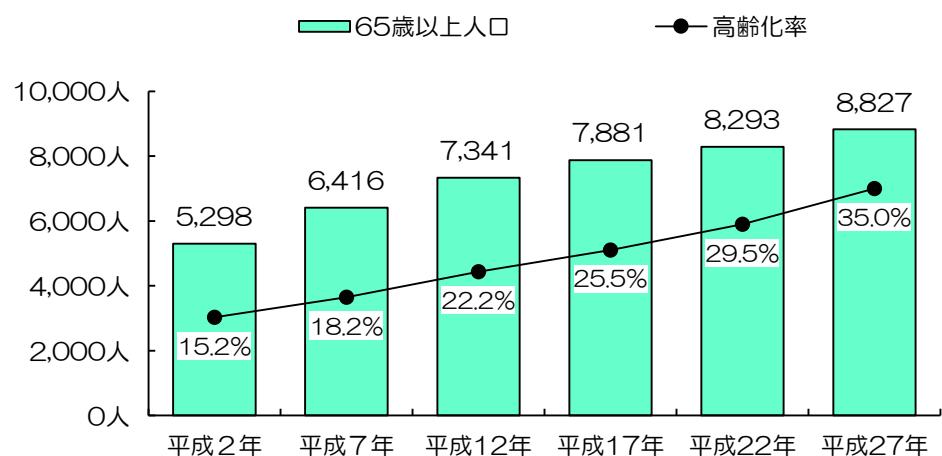
	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
通告	1	3	1	4	5	4	0	13	13	17
処遇	1	3	1	4	5	4	0	13	13	17

資料：福祉課 子ども家庭総合支援センター（各年度末現在）

3 高齢者を取り巻く状況

(1) 65歳以上人口と高齢化率

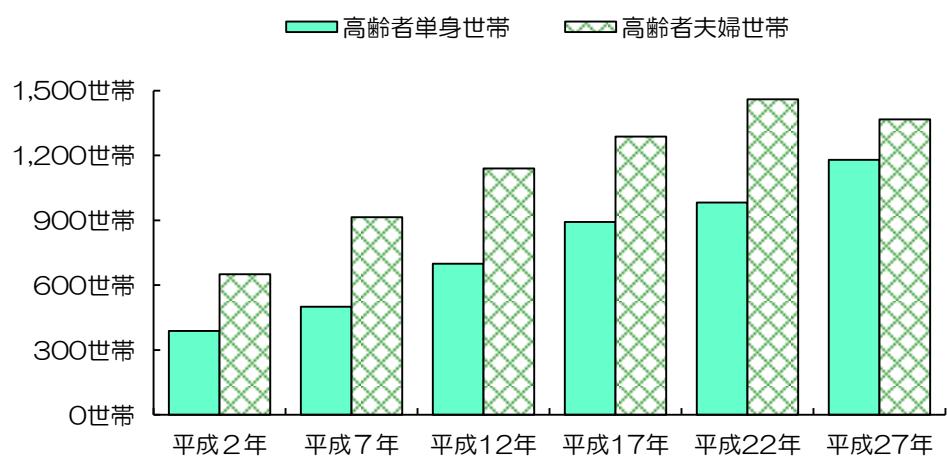
国勢調査による65歳以上人口の推移をみると、増加の一途をたどっており、平成27年には8,827人と、平成2年と比較すると3,529人の増加となっています。高齢化率は平成27年で35.0%と、およそ3人に1人が高齢者となっています。



資料：国勢調査

(2) 65歳以上高齢者世帯

高齢者世帯の状況は、高齢者単身世帯は増加傾向にあり、平成27年には1,180世帯となっています。高齢者夫婦世帯は平成22年まで増加傾向にありましたが平成27年には減少し、1,368世帯となっています。



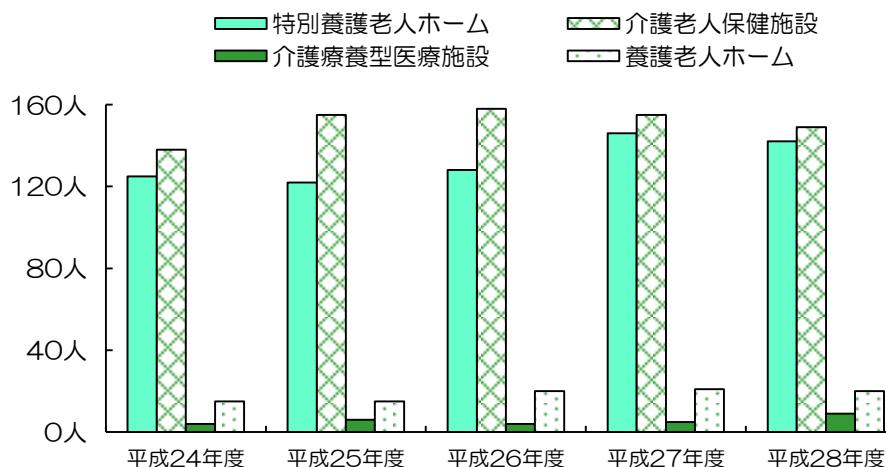
(世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者単身世帯	388	500	700	892	983	1,180
高齢者夫婦世帯	651	915	1,140	1,288	1,460	1,368

資料：国勢調査

(3) 施設入所

高齢者の施設入所状況は次の表のとおりです。



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別養護老人ホーム	125	122	128	146	142
介護老人保健施設	138	155	158	155	149
介護療養型医療施設	4	6	4	5	9
養護老人ホーム	15	15	20	21	20

資料：保健介護課（養護老人ホームは福祉課）調べ（各年度末現在）

(4) 特別養護老人ホーム待機者

特別養護老人ホーム待機者の状況は次の表のとおりです。

平成27年度より、特別養護老人ホームへの入所は要介護認定3以上に限定されることとなりました。表は要介護3～5以外の方も含んでいます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
在宅	197	199	200	174 (89)	143 (48)
老健施設	81	95	106	97 (72)	87 (60)
病院	16	21	18	13 (11)	12 (8)
その他	15	29	30	30 (19)	18 (11)

資料：保健介護課調べ（各年度末現在）

() 内は要介護3～5の待機者数

(5) 要介護認定

本市における要介護認定者の状況は、高齢化率の上昇、制度の深化にともなう需要の増加から、増加傾向にあります。

(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
要支援1	92	96	88	97	91	104
要支援2	122	146	159	139	155	141
要介護1	192	246	261	253	274	303
要介護2	234	210	243	266	204	239
要介護3	197	209	202	214	270	213
要介護4	181	183	183	206	200	221
要介護5	127	143	143	152	150	141
合計	1,145	1,233	1,279	1,327	1,344	1,362

資料：保健介護課調べ（各年度末現在）

(6) 在宅要援護者

在宅の要援護者の状況は、次の表のとおりです。

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
在宅一人暮らし 高齢者	1,032	1,046	1,095	1,134	1,111	1,151
在宅寝たきり 高齢者	328	327	346	383	371	363
認知症高齢者 (在宅)	787	825	897	933	884	906
認知症高齢者 (施設)	126	116	127	154	164	98
若年性認知症 (在宅)	11	13	14	11	8	9
若年性認知症 (施設)	4	0	1	2	2	3

資料：高齢者基礎調査（各年4月1日現在）

(7) 主な在宅高齢者福祉支援サービスと事業

在宅高齢者のための主な福祉支援サービスは、ひとり暮らし高齢者の安否の確認を兼ねた訪問や介護者への支援、生きがいづくりの支援など、下表のとおり実施しています。

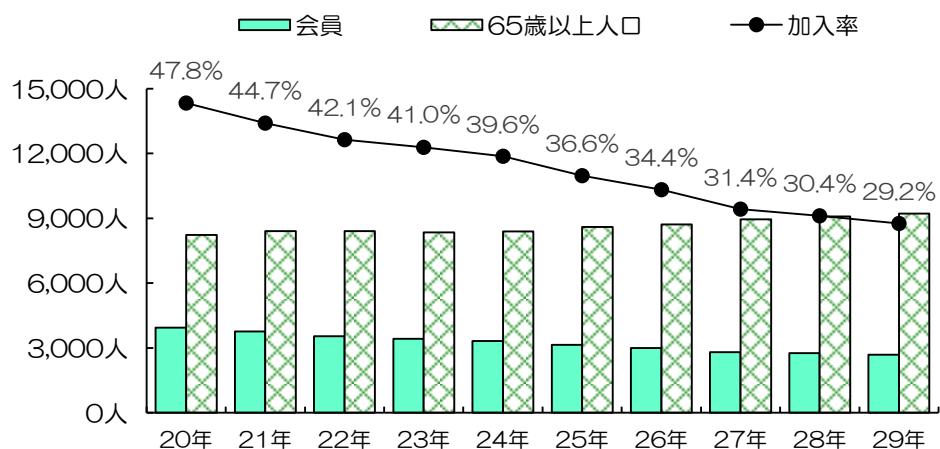
サービス名	サービス内容	備考
ふれあい ペンダント	65歳以上の虚弱な高齢者世帯に緊急通報システムを設置。緊急時にNPO法人山梨県安心安全見守りセンターとの連絡を速やかに行う。	緊急通報システム 利用者63人
配食サービス	食事の調理が困難な高齢者世帯に提供し、同時に安否確認を行う。	週3回限度 負担金300円・400円
友愛訪問活動	ひとり暮らし高齢者や、見守りが必要な高齢者等に月に1回民生委員がお弁当を届けながら安否確認を行う。	利用者数122人 無料
家族介護用品支給	在宅で寝たきり高齢者を抱える世帯に対し、オムツを支給する。	利用者数32人 H28年度総支給数400セット
要援護高齢者 外出支援サービス	医療機関等へ外出する65歳以上で介護認定を受けている方で、住民税が非課税の方のタクシー初乗り料金を支援する。	一月2回限度 登録者数20名 H28年度利用数222枚
閉じこもり予防 健康教室 (ミニデイサービス)	65歳以上の高齢者を対象に、趣味活動を主体にレクリエーション・日常動作訓練等を行い、閉じこもり・認知症予防を図る。	平成28年度参加者276名 延べ利用者数569名 10地区の公民館等 年間各地区5回(計50回予定)
運動器機能向上・ 認知症予防・栄養 改善複合型教室 (大つき元気塾) (若返り大作戦)	ストレッチ・軽体操・頭脳ゲーム・栄養指導等総合的なプログラムによる介護予防教室。	1グループ10回 8グループ/年 延べ年間80回
運動器機能向上 介護予防教室 (大つきチャレンジ クラブ) (若返り大作戦)	集団体操・介護予防ダンス等運動器機能向上に特化した介護予防教室。	年間12回
ふれあい・ いきいきサロン	地区民生委員の協力を得て、閉じこもりがちな高齢者が一堂に会し、お茶飲みやレクリエーションを行う。地区公民館や一般家庭を利用する。	市内69箇所
高齢者訪問理美容 助成	心身の障害及び疾病等の理由により理美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、居宅において訪問理美容を受けた場合、費用の一部を助成する。	1回につき3,000円 年間3回まで助成

事業名	事業内容	備考
家族介護者 支援事業	介護に当たっている家族介護者を対象に、交流会 や介護教室を開催する。	年間12回開催 延べ参加者数265名
運動器機能 向上事業 (パワーアップ教室)	有酸素運動、ストレッチ、簡易器具を用いた運動 等を行い、運動器の機能向上を支援する。	1グループ12回 6グループ／年 延べ年間72回
栄養口腔改善事業 (おいしく食べる教室)	低栄養状態を改善するため、栄養相談や栄養教室 を開催する。	1グループ10回 4グループ／年 延べ年間40回

資料：保健介護課調べ（平成29年3月末現在）

（8）老人クラブ

会員数が緩やかに減少傾向であり、これにともなってクラブ数もわずかに減少しています。
一方、65歳以上の人団は増加傾向であるため、加入率の低下が続いている。



	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
クラブ	82	79	77	77	77	76	75	74	73	71
会員	3,935	3,759	3,544	3,419	3,324	3,143	3,000	2,811	2,759	2,693
65歳 以上人口	8,238	8,410	8,412	8,344	8,398	8,597	8,720	8,951	9,080	9,216

資料：福祉課（クラブ・会員数は市社会福祉協議会）調べ
(各年度末現在・平成29年は8月現在)

4 障害のある人を取り巻く状況

(1) 身体障害者手帳の所持者

身体障害者手帳の交付状況は減少傾向にあります。

障害の種類別の状況をみると、いずれの種類も増減を繰り返しており、平成28年度では肢体不自由が539人と最も多くなっています。

障害の等級別の状況をみると、いずれの等級も増減を繰り返しており、平成28年度では1級が416人と最も多くなっています。

(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
視覚障害	99	96	88	73	70	64	63	63
聴覚・平衡機能障害	96	97	100	91	91	91	92	93
音声・言語・そしゃく機能障害	18	18	17	13	13	12	13	12
肢体不自由	606	610	606	531	541	540	555	539
内部障害	408	428	443	443	435	434	382	390
合計	1,227	1,249	1,254	1,151	1,150	1,141	1,105	1,097

資料：福祉課調べ（各年度末現在）

(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級	453	453	434	407	413	411	422	416
2級	208	206	201	170	162	161	162	159
3級	166	168	192	172	171	166	167	163
4級	273	293	305	302	304	303	256	261
5級	67	68	62	49	50	50	50	49
6級	60	61	60	51	50	50	48	49
合計	1,227	1,249	1,254	1,151	1,150	1,141	1,105	1,097

資料：福祉課調べ（各年度末現在）

(2) 療育手帳の所持者

療育手帳の交付状況は増減を繰り返しています。

障害の程度別の状況をみると、いずれの程度も増減を繰り返しており、平成28年度ではA（最重度・重度）が120人、B（中度・軽度）が126人となっています。

(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
A（最重度・重度）	127	128	131	130	131	83	122	120
B（中度・軽度）	120	126	121	125	133	107	124	126
合計	247	254	252	255	264	190	246	246

資料：福祉課調べ（各年度末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者

精神障害者保健福祉手帳の交付状況は増減を繰り返しています。

障害の等級別の状況をみると、いずれの等級も増減を繰り返しており、平成28年度では2級が140人と最も多くなっています。

(人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級	46	45	41	41	37	36	24	22
2級	120	133	138	132	128	137	130	140
3級	20	22	23	24	31	40	32	29
合計	186	200	202	197	196	213	186	191

資料：福祉課調べ（各年度末現在）

(4) 地域生活支援事業

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する方の状況に応じた柔軟な形態による地域生活支援事業として、以下の事業を実施しています。

サービス名	サービス内容
相談支援事業	3市1村は宝山寮及び大月市社会福祉協議会に一般的な相談支援を委託
意思疎通支援事業	聴覚障害者に手話通訳者を派遣 登録者7名
移動支援事業	社会参加のための外出を支援 7事業者に委託
地域活動支援センター	・やまゆり作業所 ・こわぜ
社会参加促進事業	大月市社会福祉協議会へ委託
日常生活用具給付事業	障害の種類、程度に応じて日常生活用具を給付

資料：福祉課調べ（平成29年4月現在）

5 災害時要援護者登録

(1) 災害時要援護者登録

障害のある人やひとり暮らし高齢者などが、災害が起ったときに、地域の中の支援を受けられることで、安心して暮らしていく地域の体制を図ることを目的として、災害時要援護者登録制度に取り組んでいます。登録の状況は下表のとおりです。

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録者数	351	369	278	281	306	311	301	304

資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在、平成29年度は8月現在）

6 地域を取り巻く状況

(1) 市内社会福祉団体

市内の社会福祉団体として、以下の団体が活動しています。

名称	会員数	活動内容
大月市 社会福祉協議会	8,273世帯	地域住民や民間団体などの協力のもと、ともに考え実行し、様々な形で参加してもらいながら、地域福祉推進・向上のための様々な事業を行っています。現在、市内に10地区社会福祉協議会があり、地域に根ざした活動を行っています。
大月市 ボランティア協議会	7団体 317人	市内でボランティア活動を実践している団体やサークルで構成されている協議会です。
大月市 老人クラブ連合会	2,693名	本格的な高齢社会の中、「友愛・健康・奉仕」の三大事業をはじめ、学習、交流、文化、伝承等様々な活動を展開しています。
山梨県共同募金会 大月市支会	9,398件	赤い羽根共同募金会の事務局として、募金や広報活動を行っています。市民等からいただいた募金は、草の根のボランティア活動の支援をはじめとして、社会福祉協議会や福祉団体・施設など、民間の社会福祉事業の推進のために役立てられます。
大月市 民生委員児童委員 協議会	119名	民生委員児童委員は、地域住民からの地域福祉に関わる相談に応じ、様々な支援を行います。また、地域に根ざした福祉活動を開催し、あたたかな地域社会づくりを目指しています。
大月市 障がい者福祉の会	227名	市内の3つの福祉団体、大月市障がい者福祉会、大月市心身障害児者を守る父母の会、大月市精神障害者家族会山ゆりの会が障害の種別の枠を超えて、統合しています。事務局は社会福祉協議会で行い、様々な形での支援等を行っています。スポーツ推進事業や生きがい事業などの事業を行っており、会員相互の交流や親睦、情報交換等を図っています。
日本赤十字社 山梨県支部 大月市地区	14法人 6,709世帯	日本赤十字社山梨県支部大月市地区では、日本赤十字社社員の募集、災害時の義援金の受付、各種講習会の参加募集などの業務を行っています。

資料：大月市社会福祉協議会（日赤は福祉課福祉総務担当）調べ（平成29年4月現在）

(2) ボランティア活動

サークルボランティア活動は、手話や、手芸、朗読、点字といった自主学習を行なながら、学校依頼の行事への参加や、独自に催しを開催しています。

地区ボランティアにおいては、各地区でのネットワークの一角を担い、各団体とともに、社会福祉協議会への協力や住みよいまちづくりのための花植え、サロンの開設、清掃等の様々な計画により活動しています。

(団体・人)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ボランティア活動 登録団体	11	11	21	18	18	19	19	20
ボランティア活動 登録人員	582	716	691	624	557	577	592	606

資料：大月市社会福祉協議会調べ（各年度末現在・平成29年度は8月現在）

大月市ボランティア協議会加盟団体			未加入団体	
地区ボランティア	5団体		317人	13団体
ボランティアサークル	2団体			289人

資料：大月市社会福祉協議会調べ（平成29年4月現在）

(3) 民生委員児童委員

民生委員児童委員の人数を地区別にみると、世帯数におおむね比例しており、大月地区で21人と最も多くなっています。

また、主任児童委員は、各地区に1人から2人設置されています。

(人)

	笛子	初狩	大月	賑岡	七保	猿橋	富浜	梁川
民生委員児童委員	6	9	21	10	18	18	16	7
主任児童委員	1	1	2	2	2	2	2	2

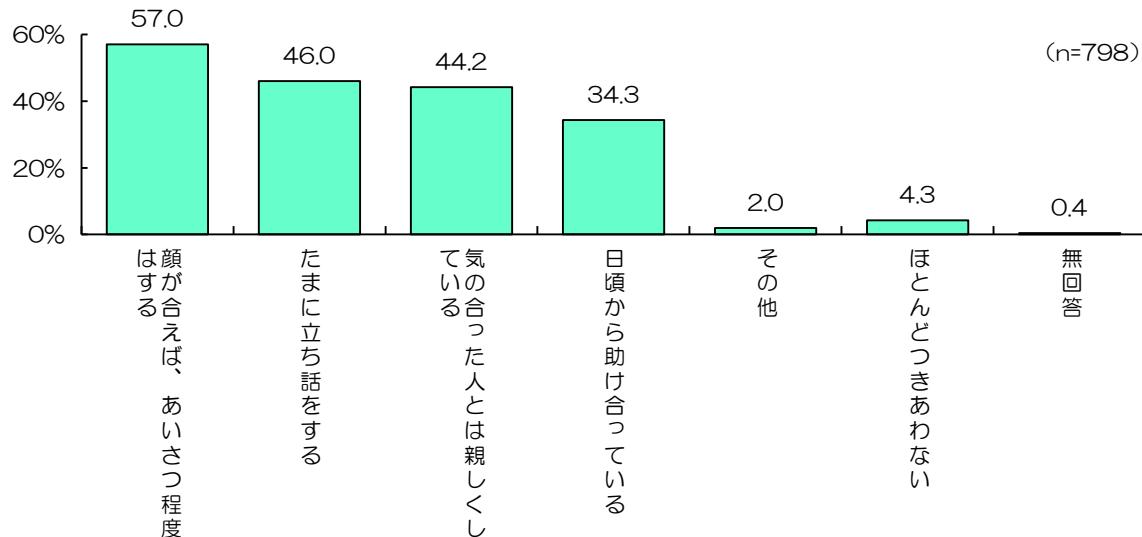
資料：福祉課調べ（平成29年8月現在）

7 アンケート結果からみる大月市の地域福祉の状況

(1) 近所づきあいの程度

問 あなたは、普段ご近所の方と、どの程度のおつきあいをしていますか。

(いくつでも○)

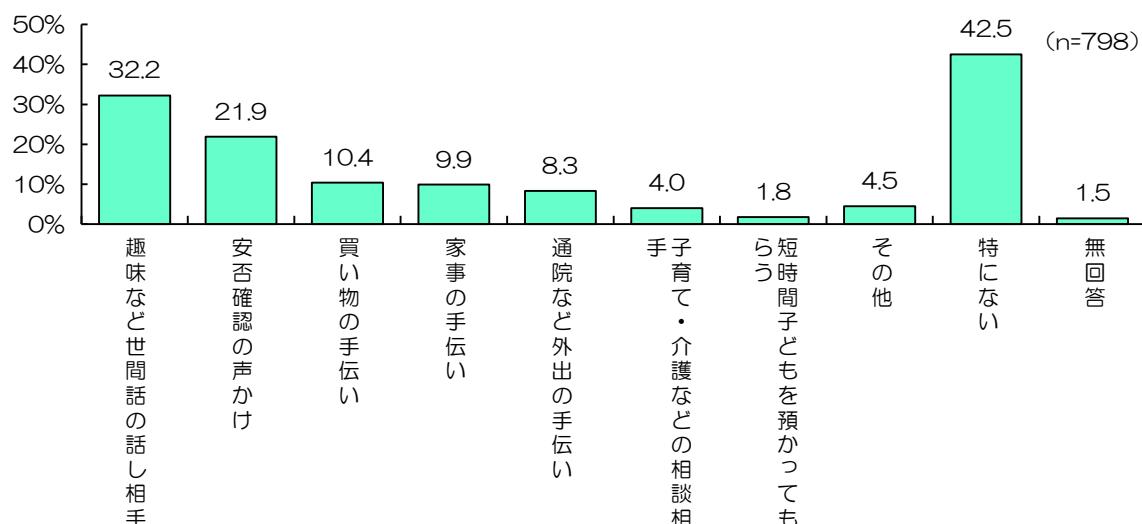


近所づきあいの程度は、「顔が合えば、あいさつ程度はする」が57.0%と最も多く、次いで「たまに立ち話をする」が46.0%、「気の合った人とは親しくしている」が44.2%などとなっています。

(2) 近所の人の依頼で手伝いしたこと

問 あなたは、近所の人からちょっとしたことを頼まれ、何かお手伝いをしたことありますか。

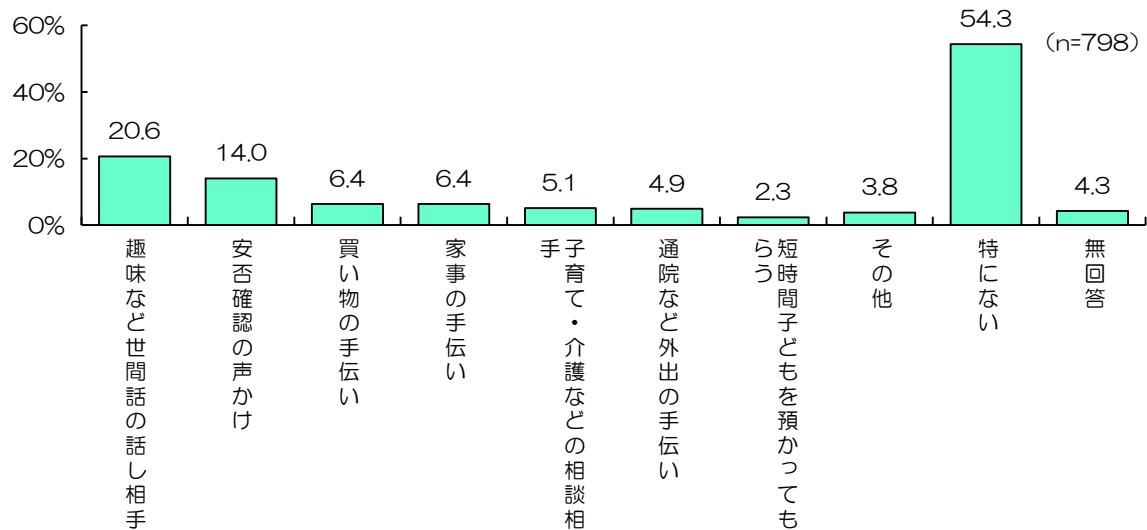
(いくつでも○)



近所の人の依頼で手伝いしたことは、「趣味など世間話の話し相手」が32.2%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が21.9%、「買い物の手伝い」が10.4%などとなっています。また、「特になし」が42.5%となっています。

(3) 近所の人から手伝ってもらったこと

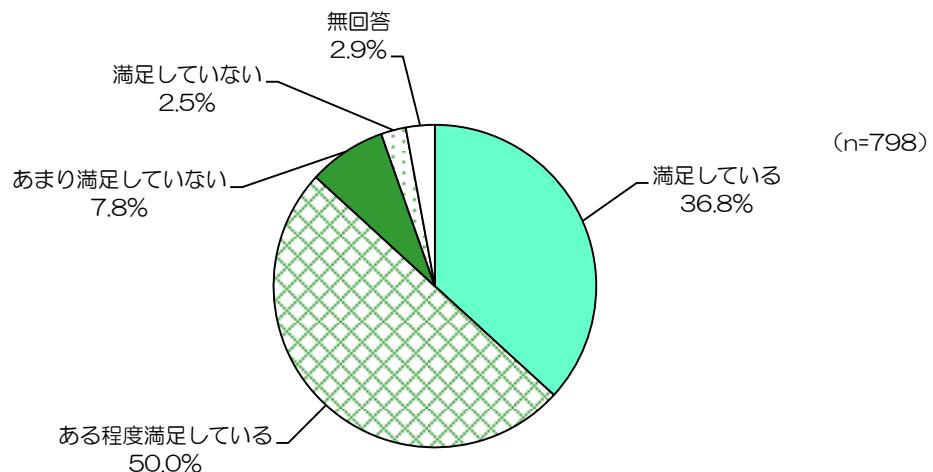
問 あなたは、近所の人に何か手伝ってもらったことがありますか。 (いくつでも○)



近所の人から手伝ってもらったことは、「趣味など世間話の話し相手」が20.6%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が14.0%、「買い物の手伝い」と「家の手伝い」が6.4%などとなっています。また、「特にない」が54.3%となっています。

(4) 近所づきあいの満足度

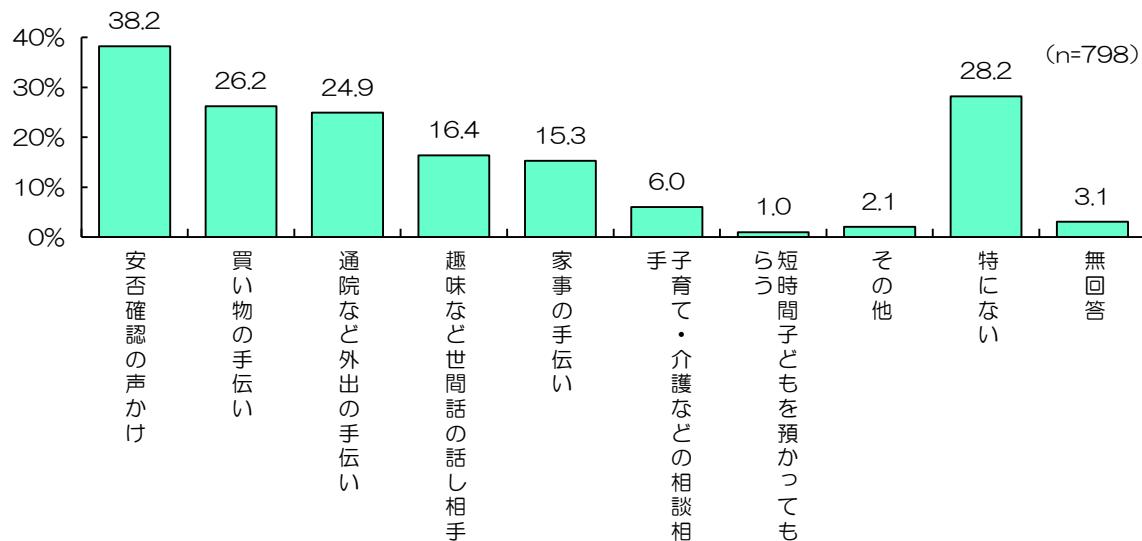
問 あなたは、今の近所づきあいに満足していますか。 (1つに○)



近所づきあいの満足度は、「満足している」が36.8%、「ある程度満足している」が50.0%、「あまり満足していない」が7.8%、「満足していない」が2.5%となっています。

(5) 日常生活が不自由になった時に、近所の人にお手伝いしてほしいこと

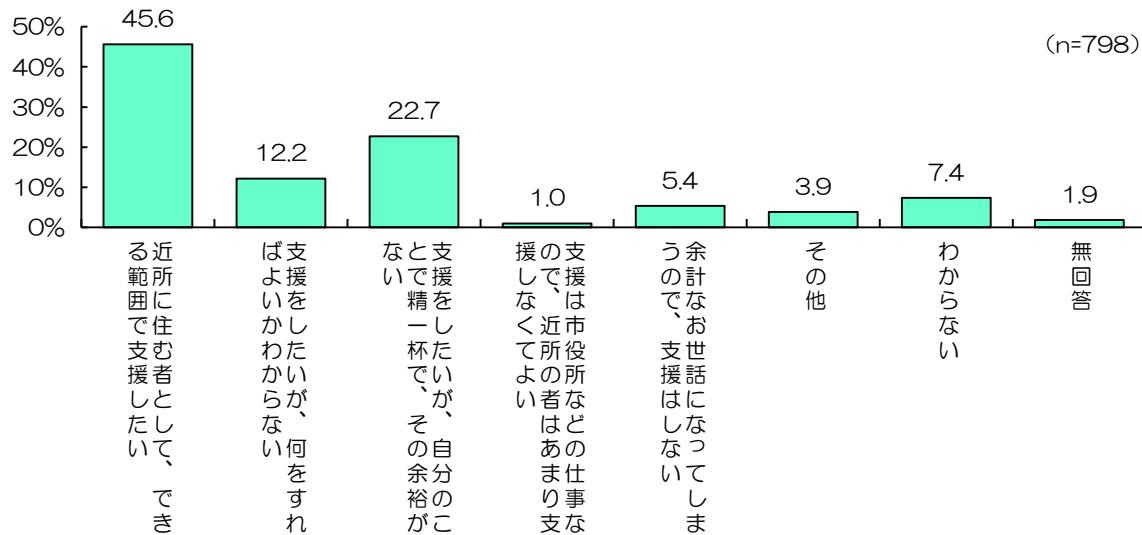
問 あなたは、日常生活が不自由になった場合（例：病気、ケガなど）、近所の人にどのようなお手伝いをしてほしいと思いますか。
(いくつでも○)



日常生活が不自由になった時に、近所の人にお手伝いしてほしいことは、「安否確認の声かけ」が38.2%と最も多い、次いで「買い物の手伝い」が26.2%、「通院など外出の手伝い」が24.9%などとなっています。また、「特にない」が28.2%となっています。

(6) 近所への支援に対する考え方

問 近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「ねたきりの高齢者や障害のある人のいる家族」、「子育てをしている家族」などに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）について、あなたの考えに最も近いものをお選びください。
(1つに○)

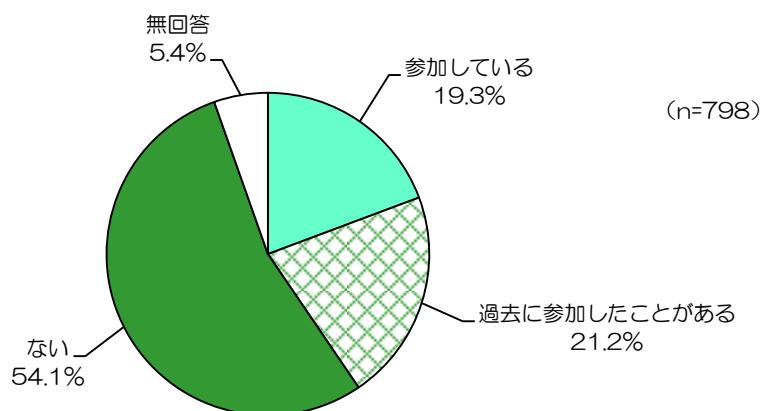


近所への支援に対する考え方、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が45.6%と最も多い、次いで「支援をしたいが、自分ことで精一杯で、その余裕がない」が22.7%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」が12.2%などとなっています。

(7) ボランティア活動の参加有無

問 あなたは、ボランティア活動に参加したことありますか。

(1つに○)

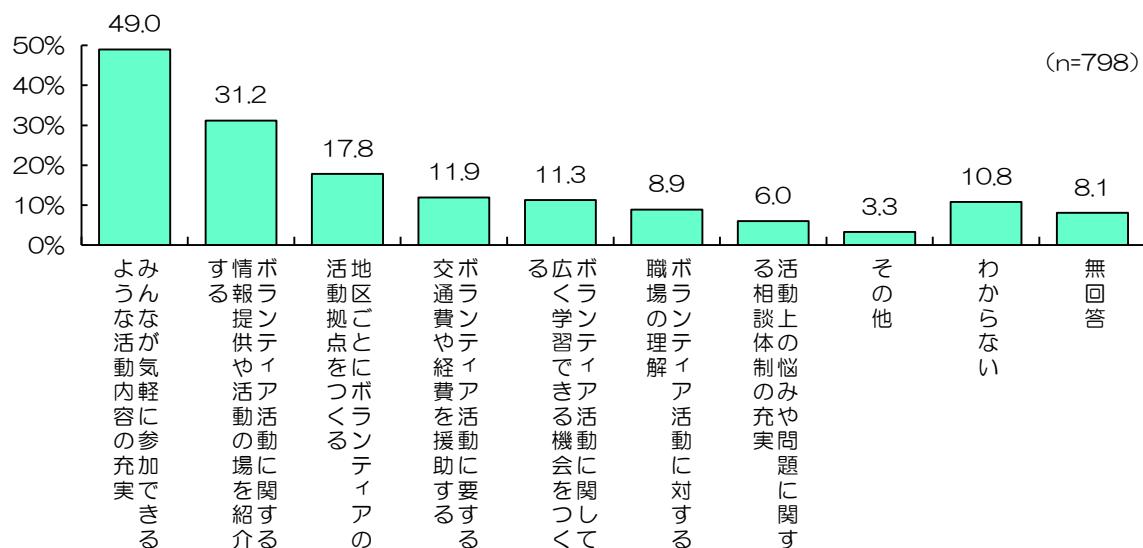


ボランティア活動の参加有無は、「参加している」が19.3%、「過去に参加したことがある」が21.2%、「ない」が54.1%となっています。

(8) ボランティア活動が活発になるために必要なこと

問 今後、大月市でボランティア活動が活発になるためにはどのようなことが必要だと思いますか。

(2つまで○)



ボランティア活動が活発になるために必要なことは、「みんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」が49.0%と最も多く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」が31.2%、「地区ごとにボランティアの活動拠点をつくる」が17.8%などとなっています。

(9) 悩みや不安なこと

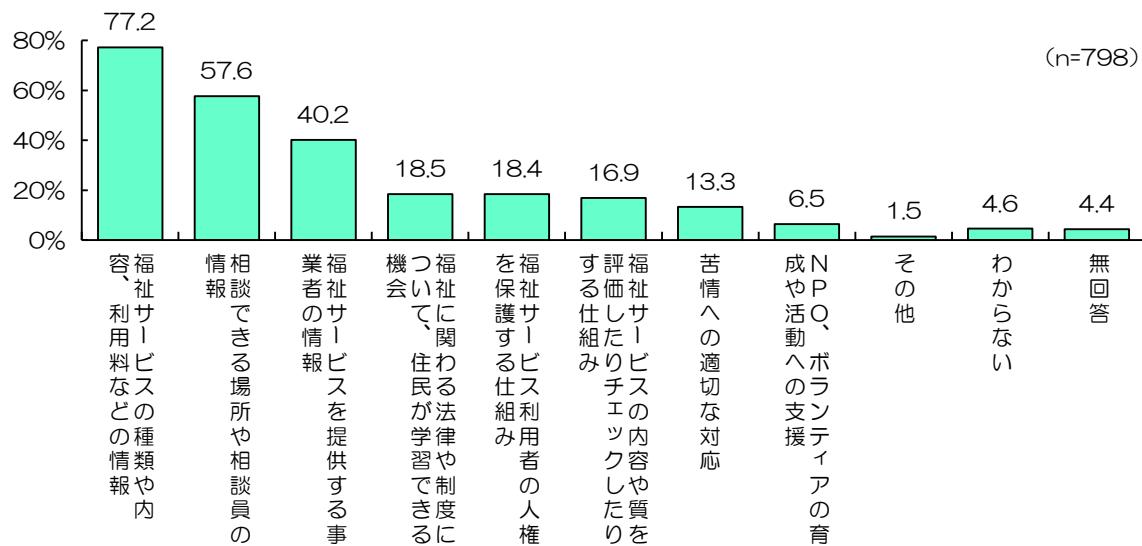
問 あなた、あるいはご家族は現在、日々の生活において、主にどのような悩みや不安を感じていますか。
(○は2つまで)



悩みや不安なことは、「自分や家族の老後のこと」が45.7%と最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が38.5%、「介護の問題」が24.3%などとなっています。

(10) 福祉サービスを安心して利用するために必要なこと

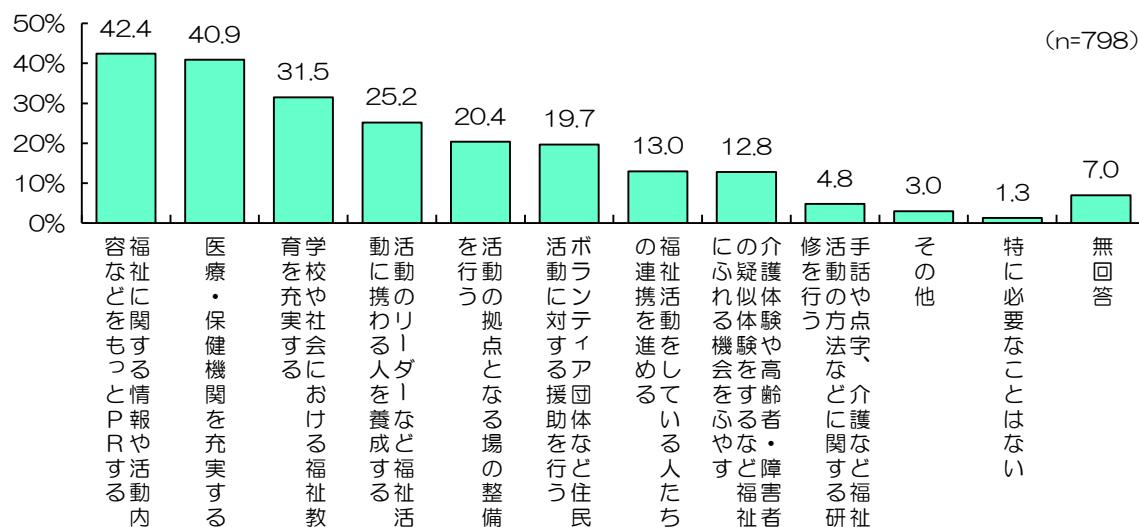
問 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。
(いくつでも○)



福祉サービスを安心して利用するために必要なことは、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が77.2%と最も多く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」が57.6%、「事業者のサービスを提供する事業者の情報」が40.2%などとなっています。

(11) 地域の助け合いや福祉活動に必要なこと

問 地域の助け合いや福祉活動を進めるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。
(3つまで○)



地域の助け合いや福祉活動に必要なことは、「福祉に関する情報や活動内容などをもっとPRする」が42.4%と最も多く、次いで「医療・保健機関を充実する」が40.9%、「学校や社会における福祉教育を充実する」が31.5%などとなっています。

(12) 安心・安全を実感できるまちづくりに重要と思う取り組み

問 安心・安全を実感できるまちづくりに向けて、市の福祉施策として、どのような取り組みが重要だと考えますか。
(3つまで○)



安心・安全を実感できるまちづくりに重要と思う取り組みは、「窓口を増やす」が44.9%と最も多く、次いで「福祉に関する情報提供を充実させる」が44.1%、「社会保障制度（医療保険制度、介護保険制度、年金制度など）の安定を図る」が42.6%などとなっています。

第3 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域福祉は、だれもが住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送るために必要不可欠なものです。また、福祉は与えるもの、与えられるものというように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち、ささえあいながら、自分の意思で活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現が地域福祉に求められています。

大月市ではこれまで「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」を基本理念とし、福祉施策を展開してきましたが、これはこれから地域福祉に求められる地域共生社会の考え方を通じるもので、以上のような考え方から、第2次計画の理念を踏襲し、「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」を理念とし、計画を推進します。

大月市においては、少子高齢化の進行にともない、支援が必要な高齢者が増加するだけでなく、地域を支える生産年齢人口の減少も予測されています。このような状況において、いかに、地域でささえあう「我が事・丸ごと地域共生社会」を実現していくかが、大きな課題となっています。

みんなでつくる
ささえあいの福祉のまち 大月

2 計画の基本目標

「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」という基本理念のもと、以下の3つを基本目標に定め、大月市らしい地域福祉の推進を目指します。

基本目標1 ともにささえあう地域づくり

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化等により、地域におけるつながりが希薄化しています。しかし、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域でともにささえあうことが必要です。

社会福祉の意識の向上を図るとともに、地域でささえあうことができる体制づくりを進め、さらには、地域の福祉活動を担う人づくりを進めることで、ともにささえあう地域づくりを実現していきます。

基本目標2 だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

大月市では、個別の福祉計画に基づいて、様々な福祉サービスを展開しています。福祉サービスの充実は住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するために重要ですが、それだけではなく、必要な人に適切なサービスが提供されることも必要です。

福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを利用しやすい環境を整備することで、だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

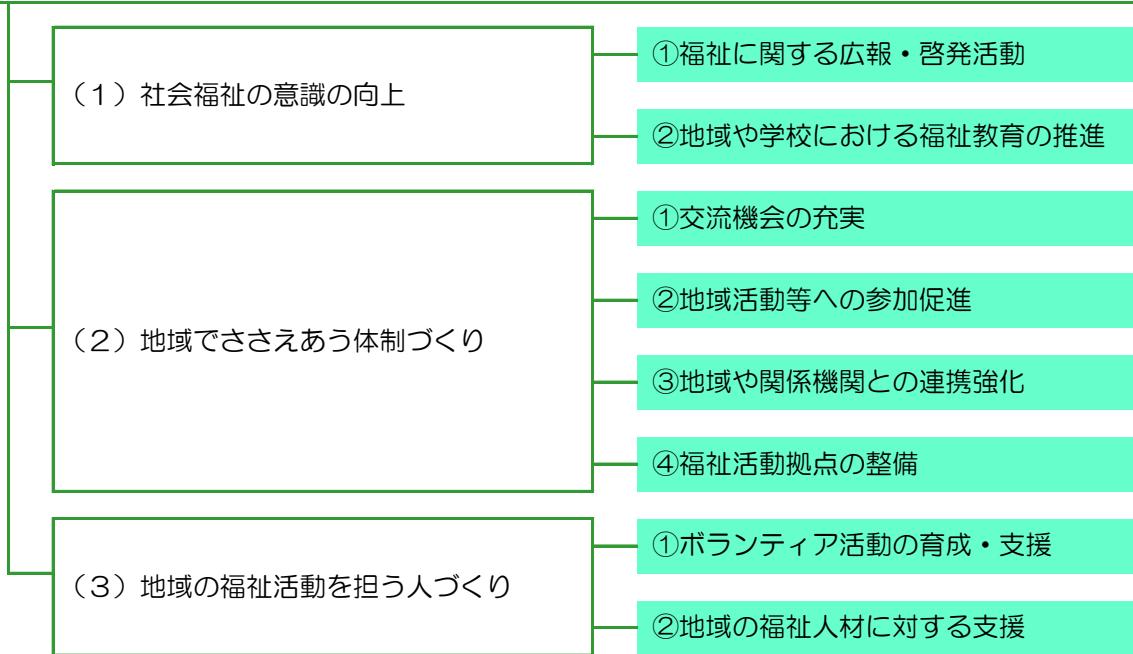
基本目標3 すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり

高齢者や障害のある人、子ども等、地域の住民が安心・安全を実感できる環境をつくることは必要不可欠です。災害等の緊急時の対応や防犯対策等だけではなく、普段から安心・安全に外出できるようなまちづくりを進めることも必要です。

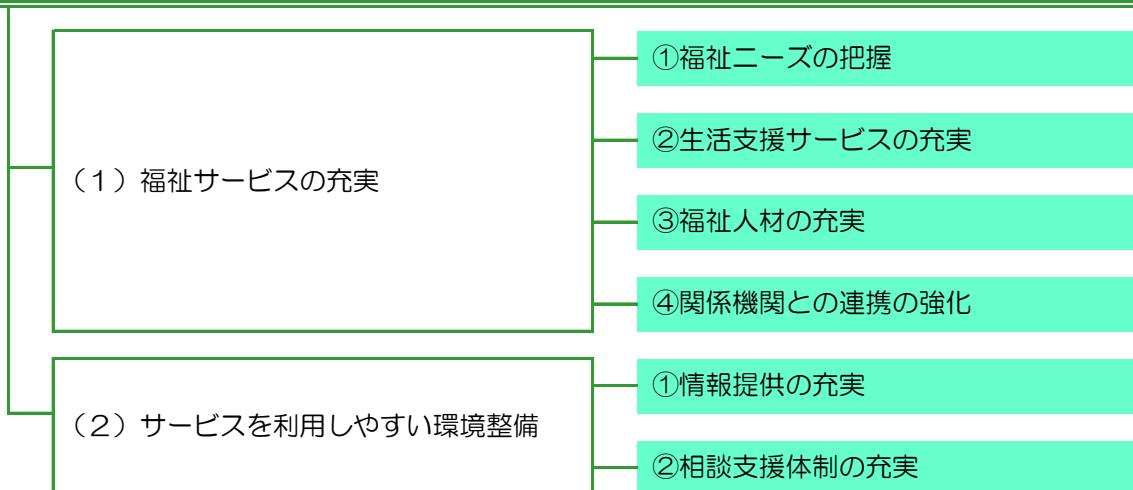
安心して暮らせる環境の整備を進めるとともに、暮らしやすい環境を整備することで、すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくりを進めます。

3 施策の体系

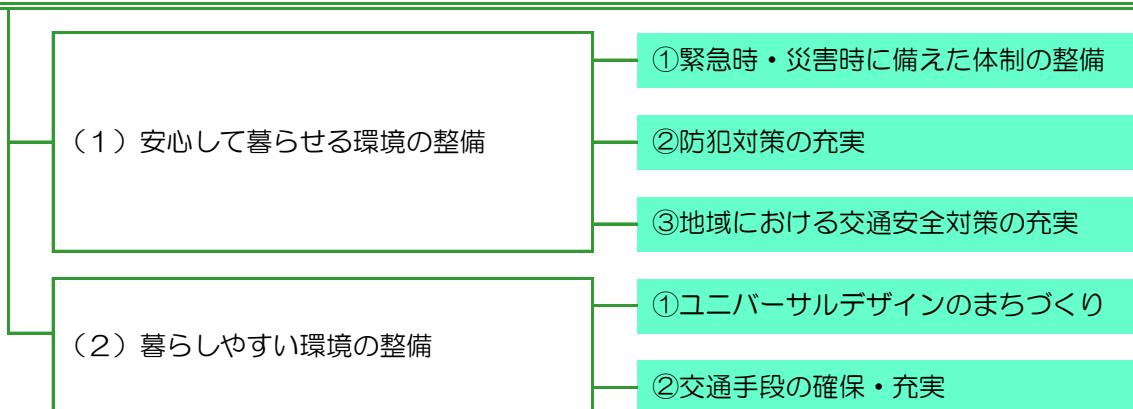
基本目標1 ともにささえあう地域づくり



基本目標2 だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり



基本目標3 すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり



第4 施策の方向

1 ともにささえあう地域づくり

(1) 社会福祉の意識の向上

地域の住民が性別や国籍、年齢や障害の有無にかかわらず、お互いを理解・尊重し、ともに助け合うことができる地域の実現のためには、地域福祉の意識の醸成が必要不可欠です。アンケート調査において、福祉に対して関心があると答えた人は71.4%となっており、今後もさらに福祉に対する関心を高めていく必要があります。

福祉に関する広報・啓発活動の実施や福祉教育の推進を通じて、地域における社会福祉の意識の向上を図ります。

①福祉に関する広報・啓発活動

- つながりを大切にした「ともに生きていく」社会感を築くことを目的として、様々な機会を通じてその意識の普及、啓発に努めます。
- 社会福祉意識の高揚を目指し、あらゆる福祉問題について正しい理解と認識を深めるため、様々な機会を通じて社会福祉意識の普及、啓発に努めます。
- ホームページや広報誌等、様々な媒体を用いて、地域福祉に関する情報を住民に伝えます。

②地域や学校における福祉教育の推進

- 学校教育や生涯学習については、差別や偏見をなくす人権尊重の基本的な考え方に基づいて、児童・生徒の発達段階や、地域の実情に即して推進します。
- 地域の優れた人材を活用するふるさと大月教育人材バンク等を通じて、高齢者など、知識や経験の豊かな人材が学校教育や生涯学習の場で活躍できるよう支援します。

住民としてできること

- それぞれが地域に貢献する役割を認識し、地域や行政で開催する福祉行事に積極的に参加しましょう。
- 「向こう三軒両隣」の意識で、近所づきあいを大切にしましょう。
- 地域福祉に関する情報を積極的に集めるとともに、隣近所等の住民間で共有しましょう。
- 日頃から、地域で高齢者や障害者等との関わりを持ち、高齢者や障害者等への理解を深めましょう。
- 学校等の取り組みに協力して、子どもたちの福祉への関心を高めましょう。
- 地域において、福祉教育に関する勉強会や研修等、福祉学習の機会をつくりましょう。
- 福祉施設の地域への開放や交流を進め、ボランティアや体験学習を促進しましょう。

住民としてできること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門的な知識や技術を身につけた住民は、地域の学習会の講師等を積極的に引き受けましょう。 ■ 日常生活上の支援を必要とする住民を見つけ、日常における小さな支援を心がけましょう。 ■ 日頃から様々な機会を利用して地域の現状や課題を把握しましょう。
-------------------	---

(2) 地域でささえあう体制づくり

少子高齢化の進行等により、日常生活において支援が必要な住民が増加しており、地域住民同士のつながりによる助け合い・ささえあいの重要性は高まっています。また、地域共生社会の実現においても、地域でささえあう体制を構築することが必要となります。アンケート調査における近所づきあいの程度では、「日頃から助け合っている」と答えた人は34.3%となっており、高い数値とはいえない状況にあります。

地域や関係機関との連携の強化や福祉活動拠点の整備等を通じて、交流機会の充実や地域活動への参加を促進させることで、地域でささえあう体制づくりを推進していきます。

①交流機会の充実

- 性別、国籍、年齢、障害の有無などにかかわらず、様々な人と交流できる機会の充実を図ります。
- 交流イベント等の交流機会に関する情報を、ホームページや広報誌等を通じて住民に伝えます。

②地域活動等への参加促進

- 伝統文化の伝承や福祉の学習会、地域の行事等、地域住民による活動を支援します。
- どの地域でどのような活動が行われているかの情報等を、わかりやすく提供します。
- 生涯学習推進大会など様々な発表の場をより多く提供することを通じて、地域活動の活性化を図ります。
- 情報のネットワーク化を図り、地域情報の収集・提供のための整備を進め、市民が主導的・自発的に社会活動できるような仕組みをつくります。

③地域や関係機関との連携強化

- 地域を超えた公民館同士の連携等、様々な地域の連携強化を支援します。
- 関係団体と連携し、高齢者や子ども等、地域住民の見守りネットワークづくりを支援します。
- 地域と連携しながら、高齢者、障害のある人の見守り活動、児童・生徒の登下校時の声かけ運動などを支援します。
- 市民が住みやすく、互いにささえあい、助け合うまちづくりのため、自治会活動の強化やボランティア団体、NPO法人を育成し、地域コミュニティのネットワーク化を促進します。
- 地域で活動している関係機関・団体への積極的な情報提供と支援を充実します。

④福祉活動拠点の整備

- 地域福祉の拠点となる総合福祉センター等の福祉施設の活用により、社会福祉協議会や民間福祉団体と連携した福祉サービスを提供するとともに積極的な活用を推進します。
- 各地区の民生委員児童委員及びボランティアが中心となり、歩いていける範囲の地区公民館等での「お茶飲み会」などを通し、高齢者の地域との交流を促進します。
- 公共施設や利用可能な空きスペースなどの活用について検討し、活動拠点の整備に努めます。
- 空き地・空き家を含めた民間の資源などを福祉活動の場として利用できるよう働きかけます。

住民として できること	<ul style="list-style-type: none">■ 年代を問わず、積極的に福祉行事に参加することで、世代間の交流を促進しましょう。■ あいさつや声かけなど日頃からコミュニケーションを図り、住民間で信頼関係を築きましょう。■ 地域の一員として、役割を担っていることを実感できるよう、地域で取り組む活動や行事に参加しましょう。■ 地域の行事やイベント、サロン、老人クラブ、集いの場へ、隣近所で誘いあって参加しましょう。■ 地域の行事やイベント、サロン、老人クラブ、集いの場へ、男性が積極的に参加できるような環境を整えましょう。■ 学校や福祉施設と協力して、世代間交流の機会を設けましょう。■ 地域組織、団体活動を通じて、ふれあい・交流の機会を増やしましょう。■ 地域の行事やイベント、サロン、老人クラブ、集いの場について、より多くの住民が参加できるよう、開催時期や時間、内容の見直しや充実に努めましょう。■ 男女の健全な出会いの場づくりを検討しましょう。■ 安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子育てを応援しましょう。■ 地域の歴史や伝統文化の伝承活動を積極的に行いましょう。■ 地域の活動団体の情報を身近な場所で提供し、住民の参加を促進しましょう。■ 子どもや高齢者、障害者を地域全体で気にかけ、見守りや声かけを行うことで、互いにささえあう地域づくりを目指しましょう。■ 児童・生徒の登下校を地域全体で見守りましょう。■ 地域の民生委員児童委員について積極的に知る機会を持ちましょう。■ 地域の課題を共有し、課題の解決に努めるとともに、地域で解決できない課題に対しては市や社会福祉協議会に情報を提供するなど、必要に応じた助け合いができるように連携を図りましょう。
----------------	--

住民として できること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 近隣の公園や公共施設、公民館などを、交流や健康づくりに幅広く活用しましょう。 ■ 回覧板や広報誌など既存の媒体を効果的に活用し、多くの住民が地域活動に参加できる機会をつくりましょう。 ■ 交流場所や機会、人材などの地域の資源を把握し、活動の活性化につなげましょう。 ■ 空き家を把握し、見回りや除草による状態維持を図るとともに、地域活動への利用を検討しましょう。
----------------	--

(3) 地域の福祉活動を担う人づくり

ライフスタイルの変化や少子高齢化の進行などにより、住民が抱える問題が多様化し、福祉に対する住民ニーズが複雑化・多様化しています。そのため、行政によるサービス提供だけでは対応することが難しい状況にあり、行政だけでは対応しきれない福祉ニーズに対応するボランティアをはじめとした地域福祉活動を担う人の重要性が高まっています。アンケート調査によると、近所への支援に対する考え方で近所への支援の必要性はないと答えた人は6.4%となっており、地域の福祉活動を担う意識は高い状況にあるといえます。

ボランティア活動の育成・支援や地域の福祉人材に対する支援を通じて、地域の福祉活動を担う人づくりを推進していきます。

①ボランティア活動の育成・支援

- 各年代のリーダー育成活動の必要性について啓発を行うとともに、ボランティア・リーダー研修を実施します。
- ボランティア同士の交流の場を確保・提供するとともに、必要な人に必要なサービスが行きわたるように、ボランティアコーディネーターの体制整備を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座等を実施して、ボランティア活動を担う人材の確保・育成に努めます。
- ボランティア意識の向上のために、幅広い世代に向けて、様々な方法を活用した情報発信を行います。
- 社会福祉協議会と連携し、より効果的な活動となるよう、ボランティア組織のネットワーク化を進めます。

②地域の福祉人材に対する支援

- 住民福祉懇談会の実施により、地域で日頃から福祉活動を行っている人との情報交換を行います。
- 地域課題の解決を担う新たな福祉人材の発掘・育成に努めます。

<p>住民としてできること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ だれもが地域で役割を担っている地域の一員であることを認識し、地域活動に取り組みましょう。 ■ 活動に必要な知識や技術を持つ人材を把握し、地域活動への参加を呼びかけましょう。 ■ 各種組織、団体の後継者となる人材として、若年層を含めて育成しましょう。 ■ 高齢者が人生で培った知識や経験、技術を活かすことのできる環境をつくりましょう。 ■ 地域のボランティア活動について情報を共有し、地域全体に福祉ボランティアの機運を高めるとともに、効果的な活動を図りましょう。 ■ 地域のボランティア活動の活性化を図るため、回覧板や自治会活動の拠点となる場所に活動内容を提示するなど、周知に努めましょう。 ■ 声かけや手助けなど、日常における小さなボランティア活動を心がけましょう。 ■ 地域のボランティア活動について情報を収集し、積極的な参加を心がけましょう。 ■ 地域福祉活動上必要となる知識や技術について積極的に学びましょう。 ■ ボランティア活動講座、体験事業等への参加を呼びかけ、ボランティア活動のきっかけづくりとなるよう働きかけましょう。 ■ 団塊の世代を地域活動の即戦力として捉え、組織づくりや活動について、積極的な参加を呼びかけましょう。 ■ 学生ボランティアは地域を支える活動の意義を学ぶことができる機会と捉え、積極的な参加を呼びかけましょう。 ■ 指導者やリーダーとなる人材を育成し、ボランティアの活性化につなげましょう。 ■ お助け隊の周知・啓発に努め、積極的に活用しましょう。
-------------------	---

2 だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

(1) 福祉サービスの充実

住民が住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、福祉サービスを充実させ、地域住民を支援していくことが必要です。また、住民ニーズを適切に把握し、ニーズに合わせたサービスの充実を図ることや、福祉サービスを提供する福祉人材の充実、関係機関と連携した総合的な支援も重要となっています。

住民の福祉ニーズを把握しながらニーズに応じた生活支援サービスを充実させ、福祉人材の確保にも努めています。

①福祉ニーズの把握

- アンケート調査や住民福祉懇談会等を通じて、住民の福祉ニーズの把握に努めます。
- 各種相談窓口の充実を図ることで、相談を通じた住民ニーズの把握に努めます。

②生活支援サービスの充実

- 子育て世帯や高齢者、障害のある人等を対象とした生活支援サービスの充実を図ります。
- 地域住民の自主的な活動による新たなサービスが福祉サービスとして活用できるよう支援を行います。

③福祉人材の充実

- 福祉サービス提供事業者や専門職員の資質向上のための研修会を実施します。
- 家庭における適正な児童教育、その他の児童福祉の向上を図るとともに、児童福祉に関する相談指導業務を行う家庭児童相談員の育成をします。
- 地域のボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成をします。
- 研修会及び相談対応の支援を図ることで、民生委員児童委員の活動を支援します。

④関係機関との連携の強化

- 関係各課、教育機関、福祉事業所、医療機関等、様々な機関との連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築します。
- 社会福祉協議会、地区社会福祉協議会及び福祉サービス提供事業者、関係団体との連携・調整を行います。
- 社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動の展開を期待し、その活動について支援を行います。
- 複雑多様化する問題に対応するため、個人情報の保護について十分留意した上で、必要な情報が関係機関で共有化できるような連携を図ります。

住民としてできること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療や福祉サービスの内容と意義を理解し、適切なサービスを自ら選択しましょう。 ■ 自らの健康維持に努め、定期的に健康診断を受けましょう。 ■ 健康づくりや生きがいづくりに積極的に取り組みましょう。 ■ 社会福祉協議会の仕組みに関心を持ち、情報収集や地域課題の相談など、積極的に活用しましょう。 ■ 支援をする側とされる側に分かれることなく、互いにささえあう地域を目指しましょう。
-------------------	---

(2) サービスを利用しやすい環境整備

福祉サービスの充実だけではなく、サービスを利用してもらえるようにすることが重要です。アンケート調査では、福祉サービスの利用に必要なことについて、情報内容の充実や情報提供体制の充実に関する項目が上位を占めており、福祉サービスをどのように住民に伝えしていくかが課題となっています。

福祉サービスを充実させるとともに、情報提供の充実や相談支援体制の充実を通じ、サービスを利用しやすい環境整備を推進します。

①情報提供の充実

- 市の広報誌やホームページによる情報提供においては、難しい表現を改め、わかりやすい・伝わりやすい表現にします。
- 視覚、聴覚に障害のある人への情報提供やインターネット未利用者等への情報提供の在り方に配慮し、対象年代に応じた多様な情報提供の在り方を検討する等、情報のバリアフリー化を図ります。
- 市役所、出張所等の拠点施設の環境を整備し、市民への情報提供を迅速に行います。
- 情報提供における個人情報を保護します。

②相談支援体制の充実

- 多様化する問題に対応するため、専門的な相談に対応できる人材の確保や、専門機関との連携に努め、総合的な相談窓口として充実を図ります。
- 民生委員児童委員が、地域において住民の身近な相談員としての役割を果たせるよう、活動を支援します。
- 福祉サービス提供事業者や医療機関など、住民の身近な場での相談支援サービスとの連携を図ります。
- 相談を要する様々なケースに対応できるよう、個別面接や電話相談、訪問など、多くの形式で相談を受けることのできる体制を整備して、潜在する問題への対処を行います。
- 関係各課や関係機関との連携を強化し、ワンストップで窓口対応が可能な体制を整備します。

住民として できること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉教育に関する学習等の機会に積極的に参加し、知識の習得に努めましょう。 ■ 地域での活動内容やイベント情報等、地域で必要な情報を隣近所等の住民間で共有しましょう。 ■ 広報誌や回覧板等に必ず目を通しましょう。 ■ 単身世帯や家に閉じこもりがちな地域住民と日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築くとともに、必要な情報を共有しましょう。 ■ 個人情報に留意して情報提供を行いましょう。 ■ 家族や近所と日頃からコミュニケーションを図り、ひとりで悩まず相談できる環境をつくりましょう。 ■ 地域の相談窓口を知り、活用しましょう。 ■ 民生委員児童委員の要配慮者に対する支援などの活動を理解し、身近な相談員として活用しましょう。 ■ 民生委員児童委員は主体的に訪問活動などを行い、要配慮者の把握や支援に努めましょう。 ■ 地域から孤立しがちな家庭に注意し、相談窓口の活用を促しましょう。
----------------	---

3 すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり

(1) 安心して暮らせる環境の整備

住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、安心して暮らせる環境の整備は必要不可欠です。特に、緊急時や災害時において、一人で避難や対応ができない人への支援を充実していくことが求められています。

緊急時・災害時に備えた体制の整備に加え、普段からの防犯対策や交通安全対策を充実させることで、安心して暮らせる環境を整備します。

①緊急時・災害時に備えた体制の整備

- 防災訓練の実施や、地域ごとの自主的な防犯活動を支援します。
- 避難行動要支援者名簿の整備を行い、要配慮者に対する事前対策に努めます。
- 大月市地域防災計画に基づいて関係機関との連携を密にし、被災時の実効性を確保します。
- 地域の実情に即した自主防災組織の育成を支援します。

②防犯対策の充実

- 地域と連携した防犯パトロールの実施や防犯灯の設置を行います。
- 警察等の関係機関と連携し、振り込め詐欺や消費者被害に関する情報収集や情報提供を充実させ、犯罪を未然に防ぎます。

③地域における交通安全対策の充実

- 交通安全教室などの開催による指導・啓発を行うとともに、交通安全関係団体の活動を援助するなど、交通安全対策の充実を図り、交通事故の減少に努めます。
- 高齢者ドライバーに対して、安全運転や免許返納に関する啓発を行います。

住民としてできること	<ul style="list-style-type: none">■ 緊急事態や災害発生時における地域の危険箇所・避難場所などを日頃から把握し、防災・防犯意識を高めましょう。■ 地域の防災訓練に積極的に参加し、緊急時に備えましょう。■ 高齢者や障害者、若者等、より多くの住民が参加できる防災訓練を検討しましょう。■ 自治会や民生委員児童委員等が中心となって、災害時に特別な配慮が必要となる住民の把握に努めましょう。■ 災害時に配慮が必要な住民を把握し、発災時には地域全体でさえあいましょう。■ 不審者等の情報を共有し、防犯意識を高めるとともに、子どもやひとり暮らし高齢者等犯罪に巻き込まれやすい住民を把握して地域全体で見守りましょう。■ 生活道路の注意箇所などを日頃から把握し、必要な情報を隣近所等の住民間で共有しましょう。■ 交通安全教室などに積極的に参加し、交通ルールを遵守しましょう。
------------	---

住民としてできること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路の清掃や整理、放置自転車等通行障害物の排除を行いましょう。 ■ 除雪作業を協力して行うとともに、大雪時に孤立することが予測される世帯を把握し、地域全体で積極的に支援しましょう。 ■ 危険箇所などの情報を地域で共有し、だれもが安全に通行できるよう配慮しましょう。 ■ 消防団について理解を深め、消防団員の活動を支援しましょう。
------------	---

(2) 暮らしやすい環境の整備

住み慣れた地域でだれもが快適に生活していくためには、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりが必要です。また、外出・移動しやすい環境を整備していくことも重要です。

ユニバーサルデザインのまちづくりや交通手段の確保・充実を図ることで、だれもが暮らしやすい環境の整備を行います。

①ユニバーサルデザインのまちづくり

- ユニバーサルデザインに基づく施設整備を推進します。
- 山梨県障害者幸住条例に基づく福祉のまちづくりを推進します。
- 公共施設等特殊建築物のバリアフリー化に努め、高齢者や障害のある人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
- バリアフリーやユニバーサルデザインについての普及・啓発を行います。

②交通手段の確保・充実

- 高齢者や児童・生徒などの日常生活における交通手段として欠かせない路線バスの利用を広く市民にPRし、さらなる利用を促進し、持続可能な生活交通の確保対策を検討します。

住民としてできること	<ul style="list-style-type: none"> ■ バリアフリーやユニバーサルデザインの学習の場に積極的に参加しましょう。 ■ 身近な環境を点検し、段差や通行障害などに十分注意して補修や改修に努めましょう。 ■ 事業者は自らの施設についてユニバーサルデザインを推進しましょう。 ■ 地域のバスを積極的に活用し、バス停の美化に努めましょう。 ■ ゴミステーションの美化活動を行い、清潔な地域を目指しましょう。 ■ 空き地の除草、花壇の整備や道路の清掃等の活動を積極的に行い、住みやすい地域を目指しましょう。 ■ 通院や買い物、行事の際には隣近所で声をかけ、移動の支援が必要な住民をささえあいましょう。 ■ 高齢者や障害者の移送ニーズを把握し、地域の助け合いによる移送手段の確立を進めましょう。
------------	--

第5 計画の推進にむけて

1 協働による計画の推進

地域福祉の実現においては、行政だけでなく、地域組織、福祉サービス提供事業者、大月市社会福祉協議会等の地域における住民が中心となって協働しながら計画を推進していくことが重要です。

広報誌や市のホームページ、SNS等の様々な情報媒体、また、住民福祉懇談会等の機会を用いて、計画の周知を行い、さらには出前講座や講習会、イベント等を通じて、地域福祉の重要性についての啓発等を行います。

上記のような取り組みを通じて、様々な地域福祉の実現に向けて参画できる環境を整備していきます。

2 計画の進行管理・評価

本計画の取り組みを効果的に展開していくため、各施策の方向についての進捗状況をチェックする評価・管理体制の確立が必要となります。

このため、本計画からは福祉保健部内に会議を設置し、効果的・効率的な計画の進行管理・評価を行います。

資料編

1 大月市第3次地域福祉計画策定の経過

実施年月日	策定経過
平成29年1月28日～ 平成29年2月16日	住民福祉懇談会 篠子地区 2月10日 篠子出張所 (24名) 初狩地区 2月16日 初狩出張所 (23名) 真木地区 1月28日 真木中央公民館 (25名) 大月地区 2月 4日 総合福祉センター (28名) 賑岡地区 2月 4日 総合福祉センター (71名) 七保地区 2月 4日 七保出張所 (26名) 瀬戸地区 2月 4日 七保出張所 (12名) 猿橋地区 2月 4日 猿橋出張所 (39名) 富浜地区 2月 4日 富浜出張所 (54名) 梁川地区 2月11日 梁川出張所 (34名)
平成29年7月20日～ 平成29年8月10日	市民アンケート 大月市に在住する20歳以上の男女（無作為抽出） 郵送配布・郵送回収 有効回収数：798件（有効回収率：39.9%）
平成29年8月7日	第1回 大月市第3次地域福祉計画策定委員会 1. 委嘱状の交付 2. 福祉事務所長あいさつ 3. 委員紹介 4. 委員長・副委員長の選任 5. 委員長あいさつ 6. 議事 (1) 大月市第3次地域福祉計画について (2) 計画策定のスケジュールについて (3) アンケートについて (4) その他
平成29年11月14日	第2回 大月市第3次地域福祉計画策定委員会 (1) アンケート結果について (2) 各福祉団体等の調査について (3) 住民福祉懇談会の実施について (4) 計画骨子（案）について (5) その他

実施年月日	策定経過																																								
平成29年11月16日～ 平成29年12月18日	<p>地域福祉関係団体からの意見聴取</p> <p>大月市ボランティア協議会 大月市障がい者福祉の会 大月市民生委員児童委員協議会 大月市老人クラブ連合会</p>																																								
平成29年11月17日～ 平成29年12月13日	<p>住民福祉懇談会</p> <table> <tbody> <tr><td> 笹子地区</td><td>12月13日</td><td> 笹子出張所</td><td>(32名)</td></tr> <tr><td> 初狩地区</td><td>11月17日</td><td> 初狩出張所</td><td>(37名)</td></tr> <tr><td> 真木地区</td><td>12月13日</td><td> 真木中央公民館</td><td>(18名)</td></tr> <tr><td> 大月地区</td><td>11月26日</td><td> 総合福祉センター</td><td>(30名)</td></tr> <tr><td> 賑岡地区</td><td>12月 2日</td><td> 総合福祉センター</td><td>(68名)</td></tr> <tr><td> 七保地区</td><td>12月 2日</td><td> 七保出張所</td><td>(12名)</td></tr> <tr><td> 瀬戸地区</td><td>12月 2日</td><td> 七保出張所</td><td>(6名)</td></tr> <tr><td> 猿橋地区</td><td>11月25日</td><td> 猿橋出張所</td><td>(31名)</td></tr> <tr><td> 富浜地区</td><td>12月 4日</td><td> 富浜出張所</td><td>(24名)</td></tr> <tr><td> 梁川地区</td><td>11月18日</td><td> 梁川出張所</td><td>(27名)</td></tr> </tbody> </table>	笹子地区	12月13日	笹子出張所	(32名)	初狩地区	11月17日	初狩出張所	(37名)	真木地区	12月13日	真木中央公民館	(18名)	大月地区	11月26日	総合福祉センター	(30名)	賑岡地区	12月 2日	総合福祉センター	(68名)	七保地区	12月 2日	七保出張所	(12名)	瀬戸地区	12月 2日	七保出張所	(6名)	猿橋地区	11月25日	猿橋出張所	(31名)	富浜地区	12月 4日	富浜出張所	(24名)	梁川地区	11月18日	梁川出張所	(27名)
笹子地区	12月13日	笹子出張所	(32名)																																						
初狩地区	11月17日	初狩出張所	(37名)																																						
真木地区	12月13日	真木中央公民館	(18名)																																						
大月地区	11月26日	総合福祉センター	(30名)																																						
賑岡地区	12月 2日	総合福祉センター	(68名)																																						
七保地区	12月 2日	七保出張所	(12名)																																						
瀬戸地区	12月 2日	七保出張所	(6名)																																						
猿橋地区	11月25日	猿橋出張所	(31名)																																						
富浜地区	12月 4日	富浜出張所	(24名)																																						
梁川地区	11月18日	梁川出張所	(27名)																																						
平成30年1月24日	<p>第3回 大月市第3次地域福祉計画策定委員会</p> <p>(1) 大月市第3次地域福祉計画（素案）について (2) その他</p>																																								
平成30年2月7日～ 平成30年2月28日	<p>パブリックコメント</p> <p>対象者：市内在住、在勤、在学の方 市内に事務所・または事業所を有する個人 および法人その他団体 この計画案に利害関係を有する方 提出意見数：〇件（応募意見なし）</p>																																								
平成30年3月15日	大月市地域福祉計画策定委員会の答申																																								

2 大月市第3次地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、大月市第3次地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関し必要な事項について調査及び審議するため、大月市第3次地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に必要な事項について調査し、審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 策定委員は、市民代表、学識経験者及び関係団体等の中から市長が選任し、委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める計画を策定期間中とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課福祉総務担当において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行し、計画の策定完了をもって廃止する。

3 大月市第3次地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	職名	氏名	備考
学識経験者	大月市社会福祉協議会代表	小俣 一彦	委員長
学識経験者	大月市立大月短期大学代表	宮崎 理枝	副委員長
学識経験者	大月市民生委員・児童委員協議会代表	安藤 瞳美	
医療団体	北都留医師会代表	鈴木 昌則	
福祉団体	大月市老人クラブ連合会代表	檜島 利廣	
福祉団体	大月市障がい者福祉の会代表	飯島 政道	
福祉団体	大月市主任児童委員代表	鈴木 龍子	
福祉団体	大月市ボランティア協議会代表	青柳 薫	
市民代表	大月市公民館連絡協議会代表	小俣 治夫	
保険代表	大月市保健活動推進委員会代表	小林 勝子	
市民団体代表	日本赤十字大月市奉仕団代表	杉本 田嘉子	
教育関係	大月市学童クラブ指導員代表	小見山 富士野	

※敬称略、順不同

大月市 第3次 地域福祉計画

平成30年3月

大月市

市民生活部 福祉課

〒401-8601

山梨県大月市大月二丁目6-20

TEL : 0554-23-8030

FAX : 0554-22-6422

<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>

E-mail : fukushi-19206@city.otsuki.lg.jp